



依頼なき法動員 : 『株主オンブズマン』と株主代表訴訟

大塚, 浩

(Citation)

神戸法學雑誌, 47(4):705-762

(Issue Date)

1998-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004890>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004890>



依頼者なき法動員

——「株主オンブズマン」と株主代表訴訟——

大塚 浩

はじめに

第一章 研究の意義と理論枠組

一 「依頼者なき法動員」を研究する意義

二 法動員理論の現状と本稿の分析枠組

1 マツキヤンの法動員研究

2 法運動研究への資源動員アプローチの導入

第二章 「株主オンブズマン」運動の展開と法

一 「株主オンブズマン」運動の経緯

1 日住金株主総会までの活動

2 日住金訴訟

3 高島屋訴訟

4 住商訴訟

5 代表訴訟の戦略的位置づけ

二 「株主オンブズマン」運動の戦術と法の機能

1 「株主オンブズマン」の独自性

2 活動の戦略性・多彩さ

第三章 「株主オンブズマン」運動の組織と環境

一 運動組織の形成

二 組織構造

三 「株主オンブズマン」運動における組織と環境の関係

1 協力組織との関係

2 対抗組織との関係

3 メディアとの関係

四 弁護士ネットワークと「依頼者なき法動員」の意義

結 論

はじめに

弁護士の活動に関して、公益的活動の意義を強調する立場が存在する一方で、それが持つ、弁護士による一般市民支配の側面を強調して懐疑的に評価する立場が有力となりつつある。本稿は、後者の立場からもっとも否定的に評価されるであろう類型の公益的活動である「依頼者なき法動員」に関して、具体的事例に関する経験的研究の結

果を提示し、それに基いて、公益的弁護士活動の建設的意義を主張しようとするものである。

具体的事例として、本稿では、一九九三年商法改正による株主代表訴訟の提訴容易化という法変動が媒介変数となつて現れた社会運動組織である「株主オンブズマン」を調査対象とする。「株主オンブズマン」という社会運動組織がこの法の動員を通して、実質的に依頼者のいない、法律専門職主導の法運動として、公害訴訟、憲法訴訟等、他の類型の法運動と一線を画しつつ展開しているユニークな活動と、運動組織の構造、運動組織をめぐる環境への対応を、基本的には社会運動研究における資源動員アプローチの視点から記述する。法の「動員」というのは、すなわちこの資源動員論の発想から、ある法を、それ自体社会運動の資源として動員することを意味する。

そして、これまで四〇年以上ほとんど利用されることのなかった、いわば眠っていた商法の規定の覚醒によって新たな法動員の潮流が生じ得た原因として、そしてまた、その継続を背後から支えている要因として、法の変動に即座に対応して法動員に結びつけるような、法専門職の連帯を形成するネットワークを重視すべきであるということを示す。そして、弁護士業務のあるべき姿からは逸脱しているかに見えるこの「依頼者なき法動員」が、新たな法サービスの類型を創出し、これまで表出される経路を持たなかった一般株主の潜在的需要を活性化させる役割を担う可能性をもつことを示す。

本稿の構成としては、まず、弁護士論の文脈から、弁護士主導で実質的に依頼者不在のこの法運動を対象として選択する意義を明らかにし、この分野の最近の研究をレビューする。そして、理論的には資源動員アプローチに依拠しつつ、まずは詳細に「株主オンブズマン」の活動を記述する。そして、このような弁護士主導の法運動において、運動組織の構造や、他の運動組織・マスメディア・立法の動向との連関にかなる独自の特徴が現れているのかを検討し、この法運動の発生と継続の基盤となる人的資源としての弁護士と、彼らの形成する連帯の重要性を明らかにする。そして最後に、既に述べたようにこの弁護士主導の法運動の潜在的依頼者層にとっての積極的意義に

ついて考察する。

第一章 研究の意義と理論枠組

一 「依頼者なき法動員」を研究する意義

「依頼者なき法動員」である「株主オンブズマン」の活動を研究対象として選択した理由を本稿の問題関心との関連において明らかにしておこう。

弁護士といわゆる「公益的活動」は、人々がその生活領域において直面するであろう多種多様な問題に応じて、驚くべき広さにわたって行われている。戦後のいわゆる「現代型訴訟」をそれぞれの訴訟に携わった弁護士たち自身が回想した文献では社会的に耳目を集めた四十四件の有名な訴訟が扱われているが、それすらもおそらく一部にすぎないのであり、それら著名な訴訟の背後には、マスメディアに注目されることもなく行われている、日々の無数の活動がある。現代の弁護士の公益的活動は、単一の職種が手がける業務としては、まさに百花繚乱の様相を呈していると言っても過言ではないように思われる。この公益的活動の一環として提起される訴訟に多く見られる特徴は、後でも触れるように弁護士会内での孤立をさけるという意図で意識的に事務所横断的に弁護士が形成され、数名から数十名の弁護士が緩やかなネットワークを形成しているという点である。このネットワークはイシューごとにアドホックに組織されるものであり、そこに参加するメンバーはある程度重複している。こういった訴訟では、仮に最終的に損害賠償や和解金から弁護士報酬を受け取ることができたとしても、何年にもわたる成果の見込みも不確かな活動の結果であり、また、参加する弁護士の数も多いので、通常公益活動からコストベネフィットの良い収入を見込めない。

このような公益活動の組織化のあり方を法サービス市場の枠内でとらえれば、それはまさに一般の依頼者から得

られる超過利潤を原資とするものであり、法サービス市場に市場の原理が貫徹されればこのような活動を可能とする経済的基盤が失われるという説明も確かに可能である。³⁾ただしここでは、弁護士³⁾の公益的活動を可能にしている要因として、市場の論理に還元され得ないような要因に注目し、市場の説明では見落とされてしまうような説明を提示することを試みたい。

具体的には、資源動員論の視点から法運動発生の促進要因としての機能を弁護士³⁾の連帯の中に見いだせるか否かを検討しようというのが本稿のねらいである。そこでまず、資源動員論がいかなるアプローチなのかを概観しておく。資源動員論は、一九六〇年代の公民権運動や女性解放運動をはじめとする社会運動の興隆を受けて、これらの社会運動に、それまで主流的位置にあった相対的剥奪論やマルクス主義運動論とは異なった新たな説明を与えるためにアメリカ社会学の中から登場した理論枠組である。資源動員論はアメリカのプラグマティックな価値観と実証主義的な方法論を背景とする、記述的で「価値中立」的なアプローチである。その特徴は、1 社会的な不平や不満等の心理的要因を運動発生の独立変数とはしない、2 社会運動を日常の政治活動との連続線上にとらえ、コストと報酬に基づく合理的選択モデルを基本とする、3 分析の基本単位を社会運動組織＝運動体とし、集合行動論のよう⁴⁾に個人とはしない、4 動員の際には連帯関係の存在が効果的で、既存集団のネットワーク等の既存のインフラの重要性を強調する、5 運動の発生よりも展開過程を重視する、6 運動の発展には受益者ではない「良心的支持者」が重要な寄与をする、という点である。⁵⁾

このような視点から出発するに際して、依頼者の主張、要求を弁護士が法的言語に翻訳するという通常のスタイルの法動員を事例研究の対象として選択するのが一つの方法だが、ここでは、法専門職自身が主導するタイプの法動員の典型的事例として有限会社「株主オンブズマン」の活動を選択した。それは、一つには、これから検討していくように、この「株主オンブズマン」の活動にはそもそもも実質的には依頼者が存在せず、弁護士自身に参加への

強いインセンティブがなければ成り立たない、逆に言えば、この活動に強くシンパシーを持つ弁護士のみが関与するのである事例であるからであり、より直截に、いわゆる公益弁護士層にアクセスすることができ得るであろうと考えたからである。また、近時の法曹人口増大に関する議論とも絡んで、現在法律専門職の将来像について議論が活発になされているが、そこで有力に主張されている依頼者志向的な立場^⑤に対し、この弁護士主導の法の動員は一見相容れないかに見えるという点があり、エリート主導の法動員という点である意味で批判の矢面に立つような位置にある点も興味深いと思われる。なぜなら、そのような立場からすれば、依頼者のいない活動は弁護士のみによる自己満足的な活動として容認すべからざるものとなるはずだからである。

そこで、「株主オンブズマン」の運動が、この法動員の潜在的依頼者層となる一般株主の観点からいかなる意義をもち得るのかの考察が重要な課題となる。このように、弁護士論における重要な論点に、「依頼者なき法動員」を行う「株主オンブズマン」が深く関わりを持ち得ることが、この法運動を選択する重要な意義である。

二 法動員理論の現状と本稿の分析枠組

本節では、社会運動における法の動員に関して、これまでなされてきた研究がどのようなものであったのかを、この分野で最も新しく、かつ注目すべき研究としてマツキャン (Michael McCann) の研究を中心に概観する。なぜなら、マツキャンの理論的立場の中に、現代のアメリカ法社会学の潮流の中で法運動研究が置かれた微妙な位置づけが看取されるからであり、本稿の資源動員アプローチにも、それらの議論が一定の影響を与えているからである。この問題を検討した上で、「株主オンブズマン」の運動を分析する枠組みを提示しよう。

1 マツキャンの法動員研究

社会改革的法動員の経験的研究は、解釈主義的方法の法社会学の興隆に伴って最も論争的な分野の一つになりつつある。そこでなされる改革志向的法動員研究への批判は、超越的な研究者の視点を指定するという経験的研究への認識論的批判であると同時に、ある法現象にコミットする研究そのものに原理的に内在せざるを得ない政治的志向の存在を白日の下に晒していくという側面を持つてゐる。このような批判に最も直截にさらされる典型は、その法現象自体が、明示的な志向を持った一種の政治運動である改革志向的法動員の場合である。なぜなら、集合行動の意味が、そこでは象徴的にかつ明確に行爲者によって言語化されることが多く、それゆゑ観察者のコミットのあり方も、政治的言説として比較的容易に観察できるといふ事情がある。そこで、このような批判を視野に入れつつ、この種の法現象へのアプローチを模索しなければならないことになる。

マツキャンの賃金格差是正 (pay equity) 運動研究はそのような観点から今後どのような経験的研究があり得るのかについて示唆的な方法を示している。そこで、本稿のフィールドワークの前提としてマツキャンの理論的立場を子細に追ふこととしたい。

賃金格差是正運動のフィールドワークで得た知見から、マツキャンはまず「権利によつて語る」ことの法動員にとつての有効性を主張する。これは、法規範が法改革的活動のアーリーナを提供するということである。つまり、訴訟やその他の法的戦術は、活動家にその主張を実現するための重要な資源を提供するというのである。そして実際、賃金格差是正運動の活動家は、当時の司法から得られるサポートが限定的なものであったにも関わらず、法的戦術から実質的な力を引き出したという。これを彼は、権利主張という行為が法的慣行 (legal convention) から力を引き出した例とみており、社会的実践の中で、文化的慣行としての権利がいかに作動するかを概念化するための一般の枠組みを発展させ、多様な文脈の法動員に応用可能な分析的アプローチを提示することをめざしている。

マツキャンの法動員パースペクティヴの特色は、社会改革的活動を記述するための法動員アプローチにとどま

らず、個人間の私的紛争に関する法動員をも、分析枠組みの対象に含めて、法動員一般を分析する枠組みを構築しようという志向にある。そこで、マツキャンはズイーマンスの法動員の定義「法は、希望や欲求が権利の言明の形で需要に翻訳される場合に動員される」を前提として法動員の新たなヴィジョン、すなわち象徴的实践としての法の理解を強調する法動員のモデルを提示するのである。このような法に対するヴィジョンに基づいた研究は、最近、デイスコースとしての法の分析として、非常に有力になっている。

この見方からすると、法的シンボルあるいは法デイスコースは、人々が利益を追求し目的を達成しようとする場合に日常的に再構成される、一定の可塑性のある資源を提供するものとなる。過去の解決のありようを再示し、新たな権利付与の手段の望みを表明するための潜在的で可塑的な媒体が法デイスコースなのである。マツキャンによればこの資源としての権利の使用が、賃金格差は正運動において「権利意識」を増進させるのである。

ただし、法的実践は何者からも影響を受けない自由なものではなく、法的慣行とそれまでの権力関係から発生したものである、革新的とみえる法的実践でさえ一定のバイアスや限界を内在せざるを得ないことにも留意しなければならない。つまり、法動員の研究の主な目的は、社会集団間の関係を再構成するための戦略的資源として、そして同時に集合行動へ制限を加える要因としての法的権利の二面的な役割を分析することとなる。

法動員のこのような捉え方は法に対するヴィジョンに関する次のような三つの前提の上に成り立っている。第一に法的実践と法デイスコースの発現の場合は国家の公式のフォーラムに限られない。第二に、法秩序は一元的ではなく多元的なものである。公式の国家法も非確定的で、しばしば矛盾をはらんだものであるが、自律的な固有法も多くの下位文化や社会制度の領域において優劣を競っているのである。そして競合する集団が共通の法的慣行をもっていてさえ、それらの慣行の理解と使用の仕方はしばしば劇的に異なる。第三に、法的実践と法規範は一般に限定的、部分的でコンテキストに敏感な影響力しか持たない。

マツキャンによれば、以上のような基本的前提は改革志向訴訟のみに照準を合わせるこれまでの研究よりも、法の役割に関してより広範で、複雑な見方を提供してくれることになる。

この法に対するヴィジョンに従った場合、法秩序は常に支配と抵抗の間の複雑で可変的なプロセスによって維持されているということを強調することが重要となる。確かに、法はハイアラキーカルな権力関係を支持する傾向が、異なった法規範と制度的アリーナが創造的挑戦のための機会と空間をいかにして様々な形で提供するのかということにも鋭敏であるべきなのである。

伝統的ヒエラルキーを維持する役割と、抵抗の潜在的な戦略を創出するという法の二面的な役割のバランスは、異なった法動員の異なった環境に応じて大きく変動する。そこで、法動員の特定の場、手段、タイミングにおける戦術的オプションへの関心が主要な分析対象となるのである。つまり、マツキャンの法動員研究の枠組は、法を社会運動の単に一資源として、あるいは制限を加える要因としてのみ描写するのではない。むしろこのアプローチは、法的実践がいつ、いかなる程度に、それぞれの側面を持ちうるのかに焦点を合わせている。

そのコロラリーとして、法動員における法的実践は、複雑な効果を持つことになる。そこで、マツキャンが主張する法動員アプローチは法動員の間接的效果、つまり、「権利意識」の増進にかなりの注意を払う。そして、この間接的效果は運動の形成や、公衆のサポート、法動員以外の他の政治戦術を補う挺子として重要なのである。法動員の間接的效果は多くの社会運動にとって決定的な重要性をもつかもしれないのである。

ここまでのマツキャンの議論は法動員が閉鎖的な、あるいは自律的な活動ではなく、むしろ他の多くの文化的要因の作用を受けて非常にコンティンジェントで不確実なプロセスだということを強調してきた。また、法動員は通常、多くの社会運動の戦略的行動の中の、一つのものでしかない。そこで法動員の有用な理論は戦術的次元での諸活動の相互行為や相互依存に充分な関心を払うべきだということになる。そこで、マツキャンは、実践的な法動員

は文脈依存的なものだという前提にたちながら、法的戦術の適切な分析によってこれらの文脈的変数を特定すべきであり、少なくとも運動の成功に好ましいものを特定するのだと推論する立場に立とうというのである。

マッキヤンの法動員アプローチは、たとえばローゼンバーグからは、それが過度に解釈学的であるゆえに社会的闘争における法の役割について因果的言明の構成が妨げられていると批判される一方で、解釈主義的法社会学の側からは、認識論的にはなお、リベラル・リーガリズムにとどまっているとされている。マッキヤンのアプローチが確かに折衷的といえる側面を強くもっていることは否めない。賃金格差是正運動の分析を子細に検討すれば、それが可変的な「権利意識」という社会心理学の変数を組み込んだ資源動員論そのものであるといっても過言ではないことが容易にわかるであろう。ただし、法デイスコースと「権利」意識の相克、そして権利意識の伸張という視点を、可塑的な資源としての法の動員の分析に導入したことによって、このアプローチは資源動員論の観点からなされた法動員研究の中で、これまで明示的に意識されることがほとんどなかった法の多元性に注目する観点をもつという利点を得ている。

2 法運動研究への資源動員アプローチの導入

筆者自身がこれまで行った法運動研究も、基本的には組織論的・戦略論的な、資源動員論のバースペクティヴに依拠したものであるが、それだけでは十全に理解し得ないような、法運動における行為の意味を、法運動において当事者による意味づけを重視する「自己変革」的側面に着目することによって理解しようと努めた。そして、メルツチの議論を参照しながら、集合的文化と集合的アイデンティティを共有する運動ネットワークに着目した。なぜなら、このネットワークを考察する際に、いわゆる運動組織だけでなく、より広い領域の参加者にまで視点を拡張していくことが、法運動のトータルな理解にとって有効であろうと考えたからである。

法運動の潜在的効果として、法動員の積み重ねによって中・長期的には支配的法デイスコースに対抗するような権利意識が伸張するというマツキャンの主張は、まさに法運動により「自己変革」がなされている一つの例と見ることが出来る。そして、その権利意識が新たな法運動の原動力となるという点で、権利意識の伸張は法運動の展開過程において新たな運動の発生の基盤となるのである。この意味で法運動の潜在的効果である「自己変革」は、新たな法運動の継続的な生起に対してフィードバックという大きな役割を果たすという点で、顕在的效果である「制度変革」と同等以上に見落とせない要因だといえる。なぜなら、「自己変革」は運動の結果であると同時に、このプロセスを経てフィードバックによって個人の運動参加を規定する要因にもなるからである。

他方、運動への参加と、その後の展開過程に影響する要因という点では、「自己変革」という、ある種心理学的な変数ではなく、経済的、時間的資源と並んでむしろ連帯、つまり個人の保持する人的ネットワークという関係的資源や運動組織の構造、及び組織間の連関関係の作用をより重視するのがむしろ資源動員論の基本的発想である。最近の資源動員論では、例えば、片桐は、運動への参加に関して、同程度の不満を持っている人の間での活動程度の違いを説明する際に、資源やネットワークといった要因が考慮されるべきであるとして、不満感などの心理的要因を第1次的要因、資源やネットワークを第2次的要因とした「運動参加の2段階理論」を提唱しているが、これなどは資源動員論における心理的要因の軽視に対する反省から戦略的・組織的要因と心理的要因の統合をねらったものである。運動の潜在的効果としての権利意識の深化というマツキャンの得た知見は、継続的に生起する諸運動の発生の第1次的要因としてこの理論に組み入れることが可能である。

筆者の研究では、法運動における関心の焦点がこれまで、運動の顕在的效果としての「制度改革」目標の成否のみに偏っていたことを指摘し、「新しい社会運動」論の議論を参照しながら「自己変革」の機能の重要性を強調した結果、法の多元的なあり方と「権利意識」の変容を重視するマツキャンの議論に近接することになった。そうす

ると、法運動を通して弁護士ネットワークの規模や紐帯の強さに積極的な変化が生じるとすれば、法運動の「自己変革」的側面によって既存のネットワークが強化されたと見ることも可能かもしれない。本稿ではとりあえず「株主オンブズマン」の「自己変革」的側面は直接探求の対象には含めないが、法運動が人的資源を動員する際には将来的にこの「自己変革」により強化された人的ネットワークが重要な基盤となりうることを認識しておかねばならないと考える。

一方、そこで呈示した分析のための枠組自体は、やはり基本的には資源動員論に依拠したものであり、参加者のネットワークや運動組織の構造、運動組織相互の関連、参加者の社会的属性、知的資源提供者としての弁護士の役割といった要素が法運動の展開過程にどのように影響するかを分析することが主眼であった。そして、法専門職たる弁護士の関与のあり方が法運動がいかなる展開過程を辿るかにとって重要な規定因となるとの知見が見いだされ、法運動の発生と展開のあらゆる局面で弁護士の果たす役割の重要性が見いだされた。

そこで本稿では、マツキヤンのいう法的戦術を規定する文脈的変数として、「株主オンブズマン」の活動に関与する弁護士の活動と、運動参加を促進し、また運動に人的資源を供給しうる母体としての弁護士の連帯をとらえ、それらが彼らの法運動にどのような独自性を持たせているのか、という点に問題意識を特化させ、調査を行ったのである。

第二章 「株主オンブズマン」運動の展開と法

本章では、この法運動の発生と展開のプロセスを詳述し、その上で異なったタイプの法運動と比較した場合、「株主オンブズマン」がもっている独自性がいかなるものであるのかを検討する。

一 「株主オンブズマン」運動の経緯

1 日住金株主総会までの活動

一九九六年一月から一九九七年六月までの一年半の間に「株主オンブズマン」が行った主な活動のうち、第一段階の活動として中心的な位置を占めたのは、設立のきっかけともなった、日本住宅金融の株主としての活動である。

二月に有限会社としての設立総会が行われ、日住金の債務処理への異議申し立ての活動が始まり、六月の日住金株主総会には「株主オンブズマン」から数名が出席した。会社が提案した営業譲渡・会社解散の議案の表決では、会社解散に出席株数の三分の一近くの反対を集めたが僅差で会社解散の議案が可決された（この間の「株主オンブズマン」の活動については、七二六頁以下参照）。

2 日住金訴訟

株主総会後、直ちに日住金及び監査法人を有価証券報告書虚偽記載で提訴することになった。この訴訟での請求の趣旨は、次のようなものである。すなわち、株式会社は有価証券報告書によって会社の経済状態等に関する情報を開示しなければならないのだが、日住金は有価証券報告書に虚偽の内容を記載しており、このため、不良債権の量が外部からはわからなかった。そこで、経営状態の悪化にもかかわらず、日住金の株価は本来あるべき価格よりも不当に高値がつき、その当時株式を購入したものが本来被るはずのなかった損害を受けたとして、有価証券報告書虚偽記載に基づく損害賠償請求を認めた証券取引法二四条の四により、日住金代表取締役と、虚偽記載のあった有価証券報告書の記載内容が適正であるとした監査法人に損害賠償を請求する訴訟を大阪地裁に提起したのである。この証券取引法二四条の四に関する判例はこれまで存在せず、この事案がリーディングケースとなると思われる。

3 高島屋訴訟

次に社会的に耳目を集めた活動は、一九九六年八月の高島屋代表訴訟である。この訴訟が「株主オンブズマン」発足後の最初の改正商法の動員となる。この訴訟は、高島屋の総務担当専務と総務部長が、一九九四年と一九九五年の株主総会を短時間で乗り切るため、暴力団会長に総会对策費用として合計一億六〇〇〇万円の利益供与をなしたことに端を発する。この訴訟では高島屋株を保有する弁護士が原告となった。大阪地裁への提訴は第一訴訟と第二訴訟に分かれている。

第一訴訟では、この二人の取締役と暴力団組長を被告として、利益供与が商法二九四条の二に定める「株主の権利行使に関する利益供与の禁止」規定に違反し、商法二九四条一項二号に基づき供与した利益の額を会社に返還する義務を負うと主張している。第二訴訟では代表取締役社長、及び他の常務取締役は、会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負っており（商法二五四条の三）、違法な利益供与がなされないよう監視・監督の義務を負っているにもかかわらずその義務を怠り、違法な利益供与がなされたことについて、取締役の監視義務違反により生じた損害を賠償する義務を負う（商法二六六条一項五号）という請求内容である。

この訴訟の最大の特徴は、弁護士組織化の方法にみられる。高島屋訴訟では、弁護団の母体が二つの一見全く別個の組織であった。すなわち、高島屋株主代表訴訟では、弁護団は大阪弁護士会の民暴委員会所属の弁護士と「株主オンブズマン」の弁護士を中心に組織された。この訴訟で弁護団長を務めた民暴委員会所属の弁護士からのインタビューによるとその経緯は以下のようなものであった。

質問者（以下Q.） 高島屋の代表訴訟の弁護団長であったと思いますが、この事件に関わるようになったきっかけというと、民暴委員会の方に、S先生（「株主オンブズマン」の中心弁護士の一人）のような方から

お話があったのですか？

回答者（以下A）：そうではなく、Sさんは「株主オンブズマン」をやっていて、私自身は民暴の委員会が長いので、高島屋の事件がマスコミ報道されたときに、これは企業として許せない、ひとつの民暴対策として、暴力団と癒着している企業を放置することは民暴対策上よくないということで、Sさんに代表訴訟やらんかという話をして、それじゃいつしよにやりましょうということになって、弁護団を作った。だから弁護団のメンバーは、「株主オンブズマン」から三分の一ぐらい、民暴委員会の有志で三分の一ぐらい、後の三分の一は全会員にレターケースに入れたから代表訴訟に興味のある人など、委員会と別個に参加されている方が三分の一ぐらい、そのような構成。

Q. この弁護団に名前を連ねていても実際に活動しない方も多いと・・・。

A. そうですね。高島屋の場合だと、大阪の弁護士は六二名いるが常任はだいたい二〇名ぐらい。

Q. 「株主オンブズマン」と民暴委員会がやはり中心・・・。

A. と、一般の会員と。

Q. そうするとこの弁護団は公式に民暴委員会、弁護士会の支援のもとに設立されたとかそういうわけではない・・・。

A. 弁護士会のスタンスというのは個々の事件には介入しないので、そういう意味では一切、委員会活動とか弁護士会の、本来の会務とは別個です。だからあくまでも有志が集まったということです。

Q. 実質的には民暴委員会の役割が大きいけれども形式上は・・・。

A. そう、全部個人資格です。

他方「株主オンブズマン」の側の弁護士からの説明は以下のようなものであった。

Q. そうしますと、代表訴訟の場合、高島屋の場合だと、弁護士会が絡んだんで広がったという側面はあるのでしょうか？

A. いやそれは、弁護士会は絡んでいません。民暴委員会の有志ということをやっていますけれど。ただあれは、大阪における民暴委員会の、総会屋対策だとか暴力団対策に興味を持っている弁護士の層が一定数存在するから。そういう層が入ってくる。だから広がったと思う。だから半分以上が民暴委員会の弁護士。「株主オンブズマン」はその二五%、あと一般の弁護士が二五%ぐらいじゃないですかね。まあ中心部分の二〇何人のうちはね。それはまあ、弁護士会の委員会がずつとあつたからの面もあるし、元々そういうことをしているからだと思う。総会屋とか。暴力団排除の。

弁護士会が、公式に事件活動を支援するということはないが、この訴訟の場合は実質上、弁護士会内の委員会活動と「株主オンブズマン」の活動が合流したものであった。

この事件では、総会屋や暴力団との関係をめぐって企業の倫理が問われるという点で、マスメディアの関心も高かった。第二次訴訟では原告側は法令違反行為に関与していない取締役も、問題となる行為の発生を未然に防ぐシステムを構築することが監視義務の内容であると主張しており、弁護団の戦略はこの点に關して裁判所から積極的判斷を引き出そうというものであったが、高島屋から和解の申し出があり、一九九七年四月に暴力団組長を除く高島屋の被告との間で、請求額に一千万円を加えた額を役員側九人が全額連帯して支払うことなどを条件として和解が成立した。和解条項には、高島屋は健全な企業として信頼の回復につとめ、事件を反省し株主総会のマスコミへ

の公開を実施し、株主総会の日時の設定などにつき、具体的改善策を検討すること、反社会的団体及び個人との関係を絶ち、法令違反の支出を監視するため設置した業務監査室をさらに有効に機能させることと定める、という内容が加えられた。

この和解では、請求金額を役員が連帯して支払うことになったことから、結果的に直接当事者以外の取締役個人にも責任を認めさせることになっている。また、和解条項に会社及び株主総会の透明化が盛り込まれていることにより、弁護士にとつては、この訴訟は事実上全面勝訴であったという感覚を確かなものにさせることになった。直接当事者以外にも法的責任を認めさせたことにより、経営のトップが刑事事件そのものには直接に関与しなかった場合でも、その責任を問われうることを明かにした(当時の社長は自ら監視義務を怠った法的責任を認めた)ほか、株主総会の原則公開をさせ、さらに企業自ら体質改善の表明にまで到達したこの訴訟は、『株主オンブズマン』の活動が、これまでのところ最も可視的、具体的成果をあげた例といつてよいだろう。

4 住商訴訟

一九九六年中業から一九九七年にかけて『株主オンブズマン』の会合で常に議論の中心にあったのが住友商事に対する株主代表訴訟である。ロンドン金属取引所(LME)での銅取引で、住友商事非鉄金属部長が、一〇年間にわたって二六億ドルの損失を出しながらそれを隠蔽していたことが、社内の内部調査により発覚し、この部長は六月に懲戒解雇された。その直後の株主総会で発言を妨げられた一般株主が、『市民オンブズマン』の弁護士を介して『株主オンブズマン』に参加し、九月には株主総会の決議取消請求訴訟が『株主オンブズマン』の弁護士によって提訴された。その後、株主代表訴訟の提訴の可能性と法廷でのありうべき議論が検討され、九七年の四月、大阪地裁に提訴がなされた。

この訴訟は、デリバティブ取引のリスク管理のあり方を問題にしていることから、非常に複雑な論点を多数含むが、原告の主張の骨子は、ロンドン金属取引所から不正取引に関して住友商事に照会のあった一九九一年二月以降、銅取引に関するチェック機構を強化していればその後の損害の拡大を防止し得たのであり、取締役らにこの点における善管注意義務違反があるというものである。この訴訟での原告側の主張は、必ずしもすべて明らかにあってはいない事実関係を明確にし、いわゆる「裸ざり」による解決ではなく、責任の有無を明確にした「法」による解決を求めることだという。

5 代表訴訟の戦略的位置づけ

現在までのところ、法廷活動での最もめざましい成果は、高島屋株主代表訴訟での和解成立であろう。前述のようにこの和解は、企業の情報公開を進めたいという「株主オンブズマン」の本質的な活動目的からすれば、会社株主総会の公開を約束させたという大きな成果を得ており、勝訴と同等の価値のある和解であった。その他の訴訟は全て一九九七年八月現在継続中であるが、高島屋の事例のように取締役の違法行為によって会社が蒙った損害の賠償を求める訴訟の場合、判例の流れからいって勝訴の可能性が高いのだが、「株主オンブズマン」としては、単なる経営判断のミスによる損害に対して株主代表訴訟制度を使用するのではなく、取締役の違法行為に際して、役職からの辞職などによって詳細な情報が株主に開示されないままに終わってしまうことに対し株主が異議申し立てを行う手段としてこの制度を使用するというのが原則である。この点からすると、住友商事株主代表訴訟は取締役が直接違法行為に關与したというわけではなく、「株主オンブズマン」としても原則から一步を踏み込んだ訴訟だということができる。弁護士にとってこれら各訴訟が戦略的にいかなる位置づけを与えられているか見てみよう。

Q. ということは、話が飛びますが、「株主オンブズマン」の活動は、誰かのためにもしやっているものだとすれば、ご自身のためにやっているという側面が、ひょっとして強いんでしょうか。ご自身のためというか……。

A. そりやもう、成りゆきの話。たまたま私は「市民オンブズマン」をずっとやってきたので、官官接待の事件などが。どこか、リクルート以降企業はどうしようもないという意識になってきて、企業を叩く道はないのかというところでたまたま株主代表訴訟があるということが、商法の改正問題になってきて、ちやうどたまたまなったから、ゼネコン汚職なんかも。それがたまたまそうなっただけの話で、あまり意図はない。今は、喧嘩しようとなったら株主として喧嘩するのがひとつの、やりやすいというか、一市民としてピラをまいて企業を告発するだけでなく、株主として一言も二言も言えるというのはひとつの体制の中の発言できる場所だから、それは単なる株主の権利の擁護というところではなく、市民としての株主というところに我々はポイントを置いている。だから住商の事件は、ある意味で一步踏み込んでいる。

Q. ああ、雑誌のコピー拝見しましたが。

A. 本来は、ゼネコンだとか野村だとか高島屋だとか、企業が不祥事を起こしている、不法行為を起こしているということを叩いている。そういうのが、本来の「株主オンブズマン」として出発している。ところが、その武器がひとつ、代表訴訟であったが故に、住商も入っていったというところであって、あれはいわば傍流。本流はこっちの、第一勧銀だとか野村だとか。これから数年間こんなのが繰り返されるんだと思うが。だから、誰のためだ、大げさなことをいうなら、一定の社会正義というんじゃないか。そういうところに我々は弁護士の知的知識を提供するんだと。社会正義のために。住商の事件というのは、本当は私はやりたくなかった。行きがかり上やっただけであって。我々のスタンスからいうと、ちよっと企業の中の、特に大和銀

行の事件があったでしょう、あのときもやろうかというM君からあったんだが、私はあのときはやめよう。それは単なるひとつの企業の中での、株主対会社、または社会的な……の中での問題だけじゃないか。社会一般市民が被害を受けているわけではない。住商もそういう意味では、一般市民が被害を受けているわけではない。ところが、高島屋事件でも第一勧銀事件でも、総会屋をはびこらせた、暴力団を助長させている、またゼネコンなんかは企業を……世の中を……行政をごまかしていくとか。そういうところが、我々の九〇％ぐらいが頭の中にある。だから代表訴訟は、住商はちよつと踏み外している。ははは。

要約すると、「株主オンブズマン」は、株主代表訴訟を「体制の中で発言する場」として非常に効果的に使用してきている。高島屋の事例での実質的な勝訴による成果はもちろん、未だ継続中の訴訟でも、提訴のたびに新聞や経済誌等のマスメディアはかなりの関心を持って報道するのが常であり、そのたびに「株主オンブズマン」の活動が紹介されている。発言の場としてのこの制度の活用が「株主オンブズマン」にとって一種の広報メディアとしての役割を果たしている側面さえも認められるだろう。

二 「株主オンブズマン」運動の戦術と法の機能

1 「株主オンブズマン」の独自性

この法運動は明らかにこれまで典型的な法運動としてとらえられてきた公害訴訟などとはかなり異質な点をもっている。つまり、「株主オンブズマン」の活動は、いくらかの点で従来イメージされる法運動と明確に区別される独自の性格を持っているのである。もちろん、歴史的には個々の法運動はそれぞれ独自の文脈で展開するので容易に一般化することは避けなければならないが、第二次大戦後の日本における典型的法運動として熊本水俣病訴訟

を比較事例として検討を加えてみよう。

第一に、水俣のケースでは原告の受けた損害がこれ以上ないほどの激甚なものであったのに対し、株主代表訴訟では深刻な精神的・身体的・財産的ダメージを被った被害者がいないという点。第二に水俣病に関連して提起された訴訟は数多いが、基本的にすべて損害賠償を請求するという形式を採用しているのに対し、『株主オンブズマン』の提起する株主代表訴訟によって直接的利益を得る者は、この訴訟が会社に対する損害賠償という形式をとるので存在しないという点。第三に、水俣病訴訟では、この地域における被告企業のプレゼンスの大きさを原因とする当事者の提起に対する萎縮や患者組織の分裂など、弁護士と一部の当事者の間には対立・葛藤が存在した。これに対し弁護士自身が株主＝原告となりうることから、株主代表訴訟では弁護士は依頼者とのありうべき葛藤を回避しているという点。第四に、『株主オンブズマン』の会合はA法律事務所でもたれることが多く、協議はほとんど弁護士のイニシアティブで進められる。『株主オンブズマン』の市民メンバーも多くは社会経済的地位の高い人々であり、この協議では（おそらく水俣病訴訟とは反対に）被害救済のため即座に決断を下してゆかなければならないという切迫感がなく会合での高度な専門的議論を楽しむ雰囲気がある。すなわち、この法運動のプロセス自体に意義が見いだされているという側面も見逃すことができない。

2 活動の戦略性・多様性

このような『株主オンブズマン』の独自性に加えて、『株主オンブズマン』の活動の大きな特徴に戦略的行動の多様性が見られる。この点を考察するために、まず、これまでの『株主オンブズマン』の活動を「法的活動関連」、「その他の法行動」、「法行動以外の活動」に分けてまとめてみる。

(1) 法廷活動関連

一九九六年

六月 日住金とその監査法人を虚偽記載で提訴

七月 高島屋の商法違反(總會屋利益供与)で株主代表訴訟の弁護団を結成。

高島屋監査役に同社役員の損害賠償を求めて、大阪弁護士会民暴対策委員会メンバーと株主代表訴訟の
事前通告。

八月 大阪弁護士会民暴対策委員会メンバーと共同で高島屋役員に対し株主代表訴訟を提訴。

九月 日住金訴訟第一回弁論。

住友商事株主総会の決議取消・無効確認を求めて大阪地裁に提訴。

十一月 住友商事株主代表訴訟弁護団結成会議。

一九九七年

四月 住友商事株主代表訴訟提訴。

高島屋株主代表訴訟の和解。

新たに東京を中心に野村証券代表訴訟(日興証券弁護団中心)

味の素代表訴訟(東京の民暴委員会中心)を検討。

五月 味の素株主代表訴訟提訴。

七月 住友商事株主代表訴訟 第一回公判。

(2) その他の法行動

一九九六年

二月 住専2社の東京地検への告発。

三月 東京地裁に日住金取締役会議事録閲覧等の許可申請。

日住金へ株主名簿謄写申請書を送付

四月 日住金取締役会議事録閲覧等の許可申請・第一回審尋（東京地裁）。日住金本社より九六年三月期末の株主名簿を入手。

（3）法行動以外の活動

一九九六年

二月 「銀行・住専株主一一〇番」。

「株主オンブズマン」のホームページ開設。

三月 「株主オンブズマン」の調査によって、日住金株主である金融機関のインサイダー取引疑惑が新聞各紙に掲載される。

第二回「銀行・住専株主一一〇番」。

日住金監査法人にアンケート送付（無回答）。

「住専処理 怒りの市民法廷」を開く。

四月 「日住金株主の会」発足。

株主総会の位置づけ・持ち方についてのアンケートを五〇〇社（日経五〇〇銘柄）に発送。

五月 公認会計士に対する住専問題緊急アンケートの結果報告をまとめ、日本公認会計協会会長に要望書を添

えて送付。

日住金本社で六七名の株主(計二〇三万一〇〇株をもつ)による定時株主総会の株主提案議案を提出。週刊誌が、「株主オンブズマン」の動きを中心に「日住金がふるえる株主の反乱」を掲載。

六月 日住金個人株主全員への営業譲渡・会社解散反対の葉書呼びかけを決定。

日住金株主集会を開催。全国から三〇名余りが参加。

二七日の日住金株主総会に出席。会社解散に出席株数の三分の一近くの反対を集めたが僅差で営業譲渡が可決された。

八月 「株主オンブズマン」編「株主オンブズマン」は何をめざすか」公開。

株主総会アンケート結果報告「株主重視の株主総会を求めて」発表。

九月 日住金の粉飾決算疑惑に関する会計・監査研究者へのアンケート結果報告。

「株主オンブズマン」会員が株をもつ一八五社に政治献金差し止め申し入れのため文書送付。

一九九七年

一月 住友商事株主アンケート(郵通発送、回答一〇六通、回収率二二%)。

「株主オンブズマン」のオピニオン雑誌の年2回の発刊を計画。

三月 「企業の不正・不祥事一〇番」実施(電話相談六〇件、ファックス一五件)。

六月 「株主オンブズマン」のオピニオン雑誌として「シャワッチ(会社ウォッチの意)」を民事法研究会から三千部発行。発刊記念講演会を開催(講師は評論家Sと、弁護士である編集長)。

法廷活動関連の法行動は、株主代表訴訟を軸に展開されている。個々の訴訟の弁護団が結成されて法廷活動が開

始されると、『株主オンブズマン』の市民会員は、中心的に役割を果たしているメンバーたちでさえ、訴訟遂行に関する一切を二応弁護士にゆだねてしまっている。

一方、法行動以外の活動も盛んにかつ多彩に行われ、むしろ、日常的にはこれらの活動が主軸に据えられているといつてもよい。例えば、「銀行・住専株主一〇番」は、『株主オンブズマン』が設立後最初に行った重要な活動であるし、その後数度のアンケート送付や「市民法廷」の開催などが、設立後半年の間に次々と行われた。これらは六月の定時株主総会を射程において行われていた活動であり、この間は法行動よりも住専処理への問題提起のためのこれら矢継ぎ早の活動が顕著である。この間に限っていえば、株主代表訴訟は必ずしも『株主オンブズマン』にとって活動のための決定的な資源ではなかった。

一九九六年の後半からは、訴訟に関連する活動が『株主オンブズマン』の中心的メンバーの弁護士と、弁護士にのみ参加する弁護士たちによって進められる一方で、出版物の公刊や各種アンケートの継続的な実施、政治献金差止の申し入れなどの法行動以外の活動も、衰えることなく続いている。

「株主オンブズマン」にとって、法（特に株主代表訴訟）は明らかにきわめて重要な活動のための資源となっているが、他方、これまで見てきているように「株主オンブズマン」の多彩な活動は株主代表訴訟に完全に依存しているとも言えない展開をみせている。すなわち、一九九六年の後半以降は訴訟とそれ以外の活動の二頭立てで活動が行われているように思われる。多彩な戦略的オプションを株主代表訴訟等の法行動と併用することによって、彼らは法のみには依存しない活動を展開している。この独特の法運動の多彩な戦略的行動を担っているのは、弁護士を中心にしたプロフェッションである。彼らの法制度（たとえば「株主オンブズマン」を有限会社として設立させたこと）及び社会制度に対する専門的知識の豊富さと、依頼者のニーズや救済を顧慮する必要があることからくる機動性が、この活動の多彩さという特色を生み出していると思われる。

本章では「株主オンブズマン」の運動組織としての側面に焦点を当て、その形成過程、組織構造、外部環境との連関がいかなるものであるかを検討する。そのねらいは、これらのそれぞれの側面において、「株主オンブズマン」が弁護士主導の法運動として有している組織的な特性を明らかにすることである。

第三章 「株主オンブズマン」運動の組織と環境

一 運動組織の形成

平成五年改正商法の動員を通して、現在の「株主オンブズマン」の組織化への潮流が次第に形成されていったわけだが、その経緯を「株主オンブズマン」の中心的弁護士へのインタビューから採録してみよう（イニシャルは特

に説明を付していない場合すべて弁護士を指す）。

Q. 「市民オンブズマン」は最初から入って、できるときから……。

A. いやいや私は大阪から。東京から来たときはできていたから、できてすぐこっち来て入った。あのときの水道部架空接待事件のときから、五八年かな、あれでばーんと証拠保全、テレビだーんと派手に宣伝して、それから大阪近辺で「市民オンブズマン」というのが広がって、あれで一番勝った。最高裁まで行って勝っていった。それまではむしろ、「市民オンブズマン」は情報公開を中心にやっていた。役人の接待事件を、大阪府の水道局架空接待事件があるというのは、たまたまあのときうちのK（共産党所属の弁護士）が大阪府知事に立候補した。そのときにそういう情報が入って。選挙が終わった五月にKは負けたが、証拠保全に行って派手に宣伝して、あのときは架空接待と踏んでいたがそれを始めていった。ちようどこっちへ来て一年後、二年目。

Q、それが何年？

A、五七年ですね。

Q、八二、三年ですね。

A、そうですね、五六年四月に私大阪に来たから。五七年にその架空接待事件をやり始めた。それも若干、うちの事務所で、私とIとO君らずつといういろいろ弁護士の実戦部隊でやっていた。Tさんはだいたい頭で号令を発して。そのうち水道架空接待事件でずつとやっていく中で、あいつら交際費をこまかしているというのがよくわかってきて、その次、知事の交際費の訴訟に入っていく。そのときはもう別の、それはTさんが中心になって弁護士を組織して、：作ってやっていって、それはずつと長い間続くんじゃないか、一〇年くらい。その後「市民オンブズマン」が、むしろこれを広げたのは、大阪じゃなくて名古屋の弁護士と仙台の弁護士が全国に広げていった。

Q、名古屋のTK先生……。

A、TKさんとか仙台のON。ああいう人らが全国的に……。我々はそのころ、ハザマの代表訴訟にずっと入って行くから。リクルート問題とか、私なんか官官接待はもういいと。こっち、企業をやっつけようと、リクルートの方からN（元首相）の告発やと、そっちの方へ動いて行くわけ。官官接待はもういいわ、しんどいって。で、リクルート以降は企業の告発の方に、基本的に。

Q、それは、やはり、リクルート事件がきっかけ？

A、そうですね。Nの問題で、スーパードキュターの導入だとかの問題で告発したりとか、リクルートをえろうやっつける方法ないのか、代表訴訟あるけど株ないのか、言った。まだ株未公開だったからとかいう話になっていて、商法の改正がちょうど起こってきたから。こういうことは絶対なんかやってやろうと思

っていたらちようどでてきたから、これは面白いと。それで株主いないのかなと探していたら、そんならM君が持ってたとまあこういう。Tさんと二人で、な。

Q. 「ドキュメント現代訴訟」という本を、拝読してたんですが、M先生が書かれたところに……。

A. そうそうそうそう。

Q. 電車の中で、株ないかと。ほら持つてるよ、とか、そういう経緯で……。

A. だからもうゼネコン腐敗が起こったときにこれはもう、代表訴訟一回やろうかという。それで商法の改正もあるしと。まだ審議中だった。あつたから、こりゃいいわということ。そこから、代表訴訟始めてから、企業の監視ということが私の頭の中では重要な柱になってきた。こういう組織を作らないといけない、と。というのは、株を探すのがものすごく大変。ハザマのときでも、記者会見して株主を募集したのだが、来てくれたのはKさん（「株主オンブズマン」の中心的市民会員）一人だった。鹿島のときも募集したが、誰も来てくれなかった。来る人は全然もう、鹿島と喧嘩している人だとか、その事件後に勝つてやつつけたとか、そんな人ばかりだった。だからこらあかんわということ。こういう組織を恒常的に作ろうということ。Tさんとか私とか……ちよつと話して、したらハザマの報酬が入ったから、さあ、よしこれで作ろうという話になつちやう。

Q. ということは、「株主オンブズマン」も弁護士中心で、設立も弁護士中心で。

A. 一切ね。あまり弁護士中心と書つてしまうとまずいから、市民の人らも、もちろんKさんとかいろいろあの当時はいたから。実際はやはり弁護士中心。中心は三人です、私とMとTさん。

Q. 以前から「市民オンブズマン」で一緒に活動されていた？

A. Tさんはね。M君はまだハザマで初めて。

Q. M先生は、たまたまそこで株を持っておられたので入ってこられた、と。

A. そう、代表訴訟でね、ハザマの。まあもともとM、私のとこ奈良ですから、よう知ってましたし。親しかったですから。

企業に対する代表訴訟の提起という発想は、「市民オンブズマン」の活動の一部が、行政組織のみではなく、行政との関係における企業のあり方に対して批判的な目を持つようになるという過程の中で生じてきた。そして、「市民オンブズマン」をその前身として、おもに企業活動の監視、情報公開、株主の権利行使の機会の増大という目的に特化した組織として、「市民オンブズマン」の弁護士を含む二、三名の弁護士を中心に「株主オンブズマン」の活動が開始されることになった経緯がこのインタヴューから見出せる。

二 組織構造

本節では「株主オンブズマン」の運動組織の構造分析を行う。この分析を通して、弁護士中心の運動組織であることよって生じている特色を析出することが目的である。

運動組織の構造を把握するため、ここでは公式組織の分析枠組が着目しているいくつかの基本的な変数に対して検討を加える。

運動組織の分析に公式組織の分析枠組を利用するのは奇異に思われるかもしれないが、資源動員論は運動組織を特別視せず、日常的政治・経済活動の延長線上にあるものとして捉えるので、組織分析の際にはこれまでも公式組織の分析枠組を応用しようという試みがなされてきている²²。そのことよって運動組織の独自性が逆に明らかになると期待されているからである。そこで、本節では片桐が呈示する、組織構造把握のための基本的変数を取り

上げる。⁽²⁾

組織構造の基本変数に検討を加える前にまず、この運動組織の概要を見ておこう。

「株主オンブズマン」はこの種の社会運動組織としては特異なことといえるかもしれないが、有限会社として活動している。このことに関して、「株主オンブズマン」の活動を紹介し、勧誘するための小冊子（「株主オンブズマン・ご案内」）によれば、「責任主体をはっきりさせ、活動を継続的なものにするため、また各企業の株を保有する必要性から有限会社をしている」との説明がなされている。⁽³⁾ また、代表者として、大学教授、公認会計士、そして「市民代表」が一名ずつその任にあたっている。⁽⁴⁾ 一九九七年七月の時点で、登録会員は約一五〇名、登録株式は約三〇〇銘柄である。会員は「株主会員」、「市民会員」、「専門家会員」の三種の資格に類別されているが、通常もたれる会合ではA法律事務所が会場となり、協議はほとんど弁護士（すなわち専門家会員）がイニシアティブをとって進められていく。会議の出席者は通常一五名前後になることが多いがそのうち一〇名ほどはほぼ同じ顔ぶれである。彼らがこの組織の重要メンバーといえるであろうが、その内訳はほぼ常時弁護士五、会計士二、学者一、市民会員二、三人といったところである。事務方の作業や会合の議事録作成等は事務局長として市民会員が一名週一度A法律事務所で行なっている。活動資金を供給する財源は会費、出版・シンポジウム・講演等の収入と、会員等からの寄付によって支えられている。また、設立に先行して提訴され勝訴に終わったハザマ株主代表訴訟で、会社から得た弁護士報酬の一部が、設立時に必要とされる出資金三〇〇万円に利用された。

「株主オンブズマン・ご案内」によれば、その活動目的は①株主の法的権利を行使し、株式会社の経営における株主の地位を高める。②情報開示や訴訟を通して株主と市民の立場から企業活動を監視する。③労働条件改善、ボランティア支援、メセナ、環境保護、身障者雇用、情報開示などで積極的取り組みをしている企業を良い企業として推奨。④合併などのような経営判断に対して、株主が声を挙げたいときの「窓口」になることを展望、の四点で

ある。これらの目的を達成するために彼らが実際に採っている戦略は、商法二六七条による株主代表訴訟、及び株主総会や有価証券報告書を通じた情報開示が中心となる。特にこれまでみてきたように株主代表訴訟は「株主オンブズマン」にとって現在のところ最も重要な法的資源であり、その活動に法的な力を与える大きな源泉となっている。

さて、片桐は組織構造を把握する上での最重要変数として、規模、専門化、序列化、公式化、集権化、柔軟性を挙げ、これらの変数に影響を与えるものとして組織目標と価値を挙げている。『株主オンブズマン』について、これらの変数を一つずつ検討していこう。

目標・価値 運動組織の目標や価値観は明文化されている。「株主オンブズマン・ご案内」に挙げられている主要な組織目標は、実質的には株主の法的権利行使、企業の情報開示、株主の異議申立の窓口となること、の三点である。株主の法的権利行使というのは、具体的には一般株主がこれらの権利行使をするための環境整備と、それを通して企業の情報開示の促進というのが意図するところであろう。そして、こういった活動を通して、株主の異議申し立ての窓口となりうる組織への発展をめざしているということであろう。

規模は登録会員が一五〇名、登録株式約三〇〇銘柄である。また、直接この運動に参加していない弁護士の中にも、賛同者が存在する。各訴訟の弁護士団名簿に掲載されている弁護士数は非常に多数に上っているが、彼らがすべて実際に訴訟に関連する業務に携わっているわけではなく、多くの弁護士は運動への賛同を示すため弁護士団に名を連ねているのである。賛同者の存在はまた、中心メンバーにとっては弁護士会内での孤立をさけるという意味も持っている。

専門化 準備書面の準備や企業活動に関連する各種の専門的な調査は弁護士相互で作業が分担されている。事務方の作業や会合の議事録作成等は事務局長として市民会員が一名、週一度A法律事務所で行なっている。弁護

士はそれぞれの分担の仕事を受け持ち、弁護士会議や、「株主オンブズマン」の会合で経過を報告し、出席者の間で討議が行われる。したがって、分業という形での専門化は、運動組織としてはかなり進んでいると思われる。

公式化 「株主オンブズマン」が通常の運動組織と比較して最も特徴的だと思われる点は、有限会社として会社組織化されている点である。このことによって「株主オンブズマン」は設立や社員総会に関して有限会社法の規定に従うこととなり、他の運動組織と比較して、少なくとも形式上は著しく公式化されることになった。また、この運動に特徴的なのは、活動の紹介や、株主総会を前にした集会での宣言文など、明示的に文書化された目標や価値観の提示がみられることである。

序列化・集権化 法的には有限会社という公式組織の形態をとっているが、実質上は運動組織であり、社員である会員と、社員以外の会員に、運動への参加資格に相異はない。社員であるか否かを問わず、運動組織の成員は三種の資格に公式に区分されている。すなわち「株主会員」、「市民会員」、「専門家会員」である。この、「専門家会員」のうち、設立にイニシアティブを発揮した三名のベテラン弁護士が指導者の立場にある。株主オンブズマンの会合では、彼らを含めて常時五名ほどの弁護士が出席し、トータルでは一〇名足らずほどの弁護士が中核として活動している。ここに代表者である大学教授や会計士二、三名が加わって運動組織の指導的役割を担う中核の部分が形成されている。

彼らを指導者層とすると、「株主オンブズマン」の会員ではなくとも、各訴訟の弁護士に所属し、弁護士会議には出席し、訴訟に関連する業務を分担する弁護士たちを一般活動家とみることができる。これらの活動家は、会合での観察によると四〇代以下のいわゆる若手弁護士が中心で、訴訟に関連する業務を行うことによってこの法運動に参加している。

柔軟性 法的には有限会社という公式組織だが、企業とは異なり組織目標が法運動のそれであるので、実際の組織

運営はそれほどシステマティックではない。会員であつても会合に出席する義務があるというわけではない。必要ときに弁護士、あるいは他の会員が、時間的、能力的に可能な範囲で、また得意分野に応じて必要な作業を行う。また、事務局も、この組織のメンバー数や、株主会員が登録した株式数などの情報を常時管理するという態勢にはない。実際には彼らは活動目標を達成するために人的資源を効率的に活用しているので、環境への適応力という観点からみた場合、組織的な柔軟性を持っていると評価できる。

構造評価 公式組織では、組織目標を測定可能な形で定式化することは比較的容易であらうが、運動組織の場合、組織目標が明確に提示されていたとしても、その達成度に関して公式組織の場合におけるほど明確に判定を下すことは一般に困難だと思われる。「株主オンブズマン」の場合、株主の法的権利行使、企業の情報開示、株主の異議申立の窓口となるのが、組織目標とされてはいるが、どれもある一時点でその達成を判断できる性質のものではない。これらの目標は、それぞれ様々な手段によつて追求されており、例えば高島屋訴訟を通して、企業の情報開示という点では社会的なインパクトを与えている。商法改正そのもののインパクトについては、取締役会や常務会等での議論の活性化、法務担当部門の法的チェック体制の詳細化などがすでに企業へのアンケート調査により指摘されている。また、高島屋訴訟は実原告にとつて勝訴に近い和解で幕を閉じている。短期間ですでに企業社会に与えているインパクトに鑑みれば、組織目標はある程度達成されていると評価され得よう。

公式組織の場合、成員欲求の充足度は目標の達成度とは別個のものとして扱われるが、運動組織の場合でも、組織目標が公共財獲得に関わる場合、いわゆる「フリーライダー問題」が発生しうるので、運動組織の成員、あるいは支持者にのみ与えられる選択的誘因を、成員欲求の充足度と関連づけて考えることができる。「株主オンブズマン」の場合、明文化されている組織目標は公共財である。そして弁護士にとっては株主代表訴訟での弁護士費用が運動参加への選択的誘因となりうる。しかし「株主オンブズマン」に関係する各訴訟に参加する弁護士の中で参加

の動機を弁護士費用獲得と関連づけて説明する者はなく、また弁護団の規模の大きさやハザマ訴訟の時のように次の運動への備えとすることがあることを考えれば、弁護士費用は弁護士にとってあまり期待できないものになっている。他方、中心的弁護士の一人は、報酬を得ることを参加の動機に含めて考える弁護士が存在する可能性は否定できないこと、またむしろ社会運動であつても、弁護士として業務に見合った収入を得ることができる体制を構築すべきだと考えている。また、例えば一連の訴訟に参加することによって特に若干弁護士の場合、弁護団の組織化の方法、準備書面作成、法廷での弁論等を他の弁護士とのコラボレーションを通して学ぶことができるという面がある。さらにこれらの訴訟に名を連ねたことが、商法に詳しい弁護士として将来の顧客獲得にプラスに働く可能性もあり、これらが選択的誘因となる可能性はある。但しこれらが仮に選択的誘因となったとしても公式組織におけるほど明白な誘因となるとは考えにくい。

以上の変数の考察から、『株主オンブズマン』は、一般にイメージされる運動組織よりは、やや公式組織に近い組織形態にあると判断できる。これらの変数に影響を与えている要因は、運動組織の中心的担い手が法の専門家たる弁護士であるという要因と考えられる。なぜなら、均等な能力と熱意を持った弁護士が複数存在するからこそある程度の専門化が可能なのであるし、『株主オンブズマン』が有限会社として組織されていることは、弁護士や会計士の存在なしにはあり得なかつただろう。弁護士が活動主体であることによって、これらの要因は『株主オンブズマン』を公式組織に近いものになっている。

逆に、数名の特定の弁護士が指導的立場にあるという点では集権化されているが、彼らの活動を支えているのは、『株主オンブズマン』の会員ではなくとも、弁護団に属して各訴訟での膨大な作業を分担している弁護士たちであり、弁護団会議等での協議では彼らの発言の影響力には中心的弁護士との違いはないように見受けられた。つまり、『株主オンブズマン』の中核を特定することは容易だが、権力の集中という意味での集権化はほとんど見ら

れない。柔軟性の大きさに関しては、弁護士という職業が、たとえ、勤務弁護士であっても、義務とされる業務さえこなせば残りの時間を比較的自由に利用できる、つまり自己の関心と他の業務とのバランスの中でフレキシブルに運動に参加できるという点が大きく作用しているように思われる。弁護士という専門職のこのような性質が、これらの変数に作用して『株主オンブズマン』に公式組織とは違った分権化と柔軟性という「新しい社会運動」組織的な側面を生み出している。

『株主オンブズマン』のこの組織構造を積極的に評価すれば、目標達成のための業務の効率的配分と、活動継続のための運営責任の明確化という点では公式組織的な側面を持つことで運動組織にありがちな非効率性や散漫さという欠点を回避し、分権化による民主的運営と組織の柔軟性という点では公式組織では持ち得ない運動組織ならではの利点を保持している。これまでの考察から、この、巧妙なバランスの上に成り立っている組織構造は、法運動を円滑に進めるために独自にアレンジされたものであり、弁護士主導の運動であることの帰結と考えられる。

三 『株主オンブズマン』運動における組織と環境の関係

運動組織はそれをめぐる環境との相互作用の中で活動している。ここでは『株主オンブズマン』と密接な関係を持つ運動組織、この運動に大きな影響を与えていると思われる政府・経済界の対応、マスメディアとの関係を検討する。そしてこの運動が弁護士の運動であることによって外部環境との関係にいかなる性質が見いだされるようになっていくのかを明らかにする。

1 協力組織との関係

『株主オンブズマン』の発足の背景として、一九八〇年以来長期にわたって活動を継続している大阪の『市民オ

ンブズマン」の活動に注意を払っておく必要がある。「株主オンブズマン」は、いわばその分家といえる存在なのである。「市民オンブズマン」は現在全国至る所で設立され、それぞれの自治体の情報公開を求めて活発な活動を展開しているが、多くの場合、弁護士等の専門家がその活動を主導している。「市民オンブズマン」は創設以来大阪府水道部の架空接待に対する住民訴訟、例えば大阪府知事の交際費をめぐる情報の公開を求めた訴訟など、行政の情報公開請求訴訟等の活動を中心に、一定の成功を収めてきた組織である。全国の自治体で問題となつたいわゆる「官官接待」についてもその問題提起の先鞭を付けたのは「市民オンブズマン」であつた。そして、最近になつて「市民オンブズマン」の中から「株主オンブズマン」に直接連なつていく活動が現れた。一九九三年一〇月一日の改正商法施行と同時に提訴されたハザマ株主代表訴訟と、翌年の大林組、鹿島に対する代表訴訟がそれである。さらに、この年には大阪府前知事のヤミ政治献金問題と関連して、商法の株主差止請求権に基づき、大林組、関西電力、大阪ガスの代表取締役らに対して府知事選候補者への政治献金差止訴訟が提訴された。

現在、通常の活動において「株主オンブズマン」と「市民オンブズマン」は、それほど密接な協力関係を持つているというわけではないが、「株主オンブズマン」の中心メンバーは「市民オンブズマン」のメンバーでもあり、対象は異なるにせよ情報公開をめざすという目標の点でこの二組織の活動は非常に近接したものになっている。

また、高島屋訴訟では、「株主オンブズマン」と大阪弁護士会民暴委員会との協力関係の下、弁護士が組織されている。このほか、日住金訴訟、住商訴訟でも「株主オンブズマン」の弁護士が弁護団の指導的立場にはいるが、これらの訴訟に関連して多くの業務をこなす、若手を中心にした弁護士の多くは「株主オンブズマン」のメンバーではない。つまり、各訴訟の弁護団はそれぞれ「株主オンブズマン」と密接な関係を持つ協働関係にありながらも別個の組織として活動している。

一方、直接的に何らかの關係を持つてゐるわけではないが、株主代表訴訟を純粹に弁護士にとつてのビッグビジ

ネスのチャンスだととらえて、次々に訴訟を起こしている弁護士も存在する。そういった弁護士の活動は、マスコミを通してパブリシティ獲得の見地からみて、『株主オンブズマン』の活動と目的を異にしており、競争関係にあると位置づけることができる。

これら『株主オンブズマン』の周辺で活動する諸組織の活動は『株主オンブズマン』の活動と、直接密接な協力関係を持つてゐるわけではないが、「情報公開」という共通した目的を持ち、数名の弁護士の重複したメンバーシップを通して緩やかにつながっている。特に『市民オンブズマン』は『株主オンブズマン』と同様に弁護士主導の運動であり、『株主オンブズマン』は『市民オンブズマン』の活動から直接派生してきたものであることはすでに述べた。このような組織のネットワークを観察すると、この法運動の発生にはこれら既存の運動組織の活動とそのネットワークの存在が密接な関係をもつように思われる。また、各訴訟の弁護士で活動する弁護士、活動に参加するわけではないが弁護士団名簿に名を連ねる弁護士が、『株主オンブズマン』の活動を支えており、非会員活動家および「良心的支持者」である彼らの支援なしには『株主オンブズマン』の各訴訟は成り立たない。他の弁護士の支援が『株主オンブズマン』にとって非常に重要な資源であることがここに看取される。また、弁護士会を含む他の組織はそもそも運動発生と、人的資源リクルートの母体の役割を果たしている。

2 対抗組織との関係

次に、政府及び経済界との関係を検討する。政府、経済界の対応は、株主代表訴訟制度の改変を対象とするもので、直接運動組織としての『株主オンブズマン』をそのターゲットにしている訳ではない。しかし、株主代表訴訟はすでに見てきたように『株主オンブズマン』の活動にとって戦略的に有効な道具となっていた。またこの制度の活用により株主オンブズマンは大きなパブリシティを獲得することになった。したがって、株主代表訴訟制度の再

改正に関連する政府・経済界の動向は「株主オンブズマン」にとつてはその活動に対するカウンタームーヴメント（対抗運動）としての意味を持つ。そこで、このカウンタームーヴメントへの「株主オンブズマン」の対応がいかなるものであるのか、それが弁護士運動であることによってどのような特徴を持つのかを検討する。

株主代表訴訟では、会社に対してなされる給付は直接原告に経済的利益を及ぼすものではない。そこで、制度上唯一直接に経済的利益を得る可能性をもつのが弁護士ということになる。それに加えて、アメリカで株主代表訴訟が弁護士の大きな収入源になっているといわれていることが相まって、この制度が弁護士にとって効率のいいビジネスのマーケットを提供するという見方が存在しており、実際一九九三年商法改正をビッグビジネスの機会ととらえる弁護士も実在している。そのようなことから、代表訴訟が濫訴によって弁護士を利用するだけの制度であるという批判は、はやくからかなり根強く存在している。

「株主オンブズマン」、及び各株主代表訴訟の弁護団の主要なメンバーにとつてこの制度で直接経済的利益を受けるのが弁護士のみであることは、社会的評価という観点からみた場合、この制度が両刃の剣としての側面を持つて示すものであるといえるだろう。彼らが公益的活動とみなしている株主代表訴訟が、原告ではなく代理人にのみ経済的利益をもたらしことに對するこのような強い批判的空氣があったればこそ、「株主オンブズマン」は、代表訴訟の提訴の際には必ず大阪弁護士会のレターケースに参加の呼びかけを入れるという繁雑な作業をいとわず、会内での孤立を避けて法動員に公的な性格を持たせることに熱心につとめることになったのである。また、ハザマ訴訟の場合には勝訴によって得た費用を弁護団の弁護士に広く分配することによって、利潤獲得目的の活動とみられる可能性のある側面がわずかばかりでも顔を覗かせないよう配慮し、莫大な経済的利益獲得そのものが目的ではないことを強調するのである。

しかし他方で、法改正後四年近くを経た一九九七年になると、株主代表訴訟の隆盛に対してカウンタームーヴ

ントの活動にも勢いが生じてきた。このカウンタームーヴメントは、経団連、経済同友会をはじめとする経済界の後押しで、自民党が制度見直し作業に着手する段階に至った。その原案の主要な点は、第一に、原告適格について、現行規定では一単位（千株）以上の株式を六ヶ月以上保有する株主（商法二六七条一項）としているのに対し、「訴訟の原因となった行為があったときで、発行済み株式の1%または三百単位（三〇万株）を所有」に変更し、提訴要件を格段に厳格化している。第二に、被告となった取締役に対する会社の援助として①被告側への補助参加ができる、②勝訴取締役の応訴費用の会社負担を認める、③判決が確定するまで被告側の応訴費用を会社が立て替えられるようにする、という三点を上げている。第三に、取締役が免責される注意義務の範囲が明文化されていないことが経営への萎縮効果を招くという経済界の意見を顧慮し、忠実義務違反や犯罪行為、重過失による善管注意義務違反によりもたらされる責任以外については、現行規定での「総株主の同意」がなくても、定款または株主総会の特別決議で、会社は「相当な範囲内」で責任減免が可能であり、これにより賠償負担額を軽減することもできるとしている。この再改正案は、いうまでもなくすべて取締役の負担を軽減する企図の下に作成されたものであるが、最も重大な帰結をもたらすと思われるのは提訴要件の厳格化にかかる改正であり、この案がそのまま実現すれば結果的に株主代表訴訟制度からいわゆる「市民運動型訴訟」が事実上排除されるほどの強力なものである。

このカウンタームーヴメントに対応し、「株主オンブズマン」の弁護士の一人が対案を提示し、その発表を計画している。この案の骨子は、原告適格につき①単位株以上の保有者で保有期間を三ヶ月間とする。損害の発生を公表以前から株主であることが必要。ただし、取締役の行為が違法行為の場合、並びに補助参加資格は制限しない。②管轄について、支店登記のある地方裁判所も可能とする。③損害額については、取締役在任中の報酬、退職金の範囲内に裁判所による減額を可能とする。ただし取締役の行為が刑罰を持って禁止されている行為に違反した場合はこの限りではない。④証拠開示に関して、会社が原告株主の求めに応じて必要な文書の提出義務を負担する。⑤

挙証責任に関して、被告の行為に注意義務違反のなかったことの挙証責任を負担させる。⑥商法二七一条の改正として、不作為についても、これを怠った事実の確認請求訴訟の新設。⑦情報開示につき、取締役の違法、不正、不行為に關する情報開示請求権の新設、の7項目である。

この対案が、自民党案ほどではないにしろ、やはり原告適格を厳格化させる内容を示していることは注目値する。この点については、株主代表訴訟は経済的利潤を求める弁護士「事件あさり」の対象なのではないかという批判的空氣に対する反応として理解できる。取締役の責任の減額を認めたことも、取締役個人の支払い能力を超えた損害賠償を求めることが社会的に受け入れられにくいであろうとの判断からであり、企業のアカウンタビリティを求める立場からはむしろ莫大な金額の賠償を求めることによる企業との過度の対立、さらにはそのことによる社会的批判を避けようという志向が伺われる。もう一つ注目すべき点は、「株主オンブズマン」が一貫して求めてきており、その多彩な活動に通底する目的ともいえる企業の情報開示、つまりアカウンタビリティに關する新たな権利の創設をもここで求めている点であろう。この対案の提示によって、カウンタームーヴメントへの対抗上の措置という意味づけを越えて、さらにそれを逆にして新たな立法的活動の領域に活動の範囲を拡張していこうという志向があるように思われる。そして、この再改正案は、損害賠償請求という法形式をとらざるを得ない株主代表訴訟制度自体に対して、金銭目的という批判を回避し情報開示という目的をより明確化させるため、また、バブル期の「後始末」が落ち着きを見せるであろう数年後まで活動を継続するためにも、株主代表訴訟を中心とした現在の法動員のあり方の戦略的見直しの必要を考慮し始めるきっかけとなっているように思われる。

法専門職たる弁護士は言うまでもなく法制度を知悉しており、カウンタームーヴメントに対してこのような対案を呈示すること自体はおそらく容易なことであつたらう。「株主オンブズマン」の対応がこの法改正の動向に關して力を持ちうるか否かは別として、政治動向に常に配慮し、素早い立法提案を可能にしているのは、この法運動の

中心的担い手としての弁護士法専門職としての能力だと思われる。

3 メディアとの関係

マスメディアによるパブリシティの獲得は、社会運動にとって決定的に重要な意味を持つ。なぜなら、彼らの運動に無関心な人々にその運動の存在を認知させ、運動の持ついわゆる「構造的緊張」を広く認めさせる経路は、新聞、テレビ等のマスメディアにおいて他にはないからである。「株主オンブズマン」の活動においても、その最大の成功は、マスメディアへの広報的活動を通して「株主オンブズマン」の活動がパブリシティを得ていたことであるかもしれない。そこで、「株主オンブズマン」のマスメディアとの関係を検討することで、彼らが巧みにマスメディアとの関係をコントロールしている様子を明らかにする。

『株主オンブズマン』の活動のマスメディアへの登場によって、企業活動への異議申し立てという行為自体が「総会屋」の暗いイメージを払拭して、いわば「市民権」を得つつある。このマスメディアに対する広報的活動は、「株主オンブズマン」による意図的な部分と、マスメディアの側の企業不祥事への関心の相乗効果によって拡大した。マスメディアとの関係が、弁護士によってどのように語られているか見てみよう。

A. 代表訴訟が企業監視の機能を持っているんだと。そして事実それでやっていますしね。それで金儲けはやっていない、というところがあるから、S新聞なんかが代表訴訟は正義の味方かと。正義の味方のふりをして本当はあいつらは銭儲けしているんだと、本当はS新聞は書きたかったんでしようけれども、まあそうじゃないグループがいるから、厳然と、だから叩きにくいという面があるんだと思う。そういう面ではマスコミの戦略は成功していると。成功しているし、我々の戦略は、大きく報道されるという。だから、東京の一

株主が代表訴訟してもなかなか報道しないというのは、意図が分からないから。われわれがやったらパーンと大きくマスコミなんかも報道してくれる、なんの意図もないから。第一勤銀のあれも、NS(報道番組名)とか大きく報道した。あの原告は、『市民オンブズマン』のメンバーだし、ON君。まあそれは、20年間の蓄積があるから、市民運動の。

Q. マスコミもだいたいわかっている。

A. わかってたんですね。だからN局(テレビ局名)のMさんなんかしょっちゅう言うてる、あんたところがやってくれて。あんたとこだったらなんぼでも書けるけれども、他のあの野村のなんかやりおったんだんな人やって。書きにくいんですね。そりゃあそうだと思う。そういう意味で、マスコミへの作戦が、結果として、我々は意図的にやっているわけではなく、結果として成功した。そりゃあ我々、事実を言っているだけの話だから、別に意図してそういう小手先の戦術でそう書かせるということはない。

Q. 例えば、シャワッチの件なんか何日か前にA新聞でかなり大きく出ていたが、ああいうのも特にこちらから宣伝するのではなくて？

A. いや、あれはしに行つたです。あれは記者会見にM先生(「株主オンブズマン」代表の大学教授)とN(事務局担当の市民会員)さんが行つて、記者クラブで会見してきたんです。A新聞、M新聞、Y新聞に載つてました。あれはもう、宣伝に行っているんです。それまでに、K通信とかにでているのは、あれは勝手に取材に来ていた。

Q. あと、例えば、この記念シンポジウム、今度ありますよね、あれで有名人を呼ぶといったようなことは、注目を集めようということが若干あるんですか？

A. いや、私はあれは全然知らなかったけど、我々事務局は全然関係しなくて、あれはM先生が勝手にやって

いた。M先生とSさんが親しい友人だから。それでやっただけの話で。M先生の頭の中であつたのかも知れないね、Sさんって一番…な人だし有名だし、でちょうど時期と。我々も後で聞きましたけども。M先生の頭の中にはあつたのかも知れませんか。

Q. でもそのSさんと呼ぶことによつて社会的にこの運動はまっとうなものであるということのアピールしているという側面も結果的にはあると思うんですが……

A. いや、もうそんなせんでも結構報道してくれているから、社会的に認知されてしまった。あれ、日住金の問題をやって、社会的に認知されたんですね、我々としては。

Q. 最初からマスコミは大きく関心を持ってとりあげて。

A. そう、設立総会二月の一〇日からもう全部…ですね。A新聞なんかこんな大きく書いてくれた。これがすい。

このインタビューで言及されている以外にも、一九九七年の定時株主総会直前の時期には複数のテレビ局が会合の取材を行った。また、一般紙のみではなく経済関係の雑誌にも頻繁に「株主オンブズマン」に言及する記事が掲載されている。こうして従前からの活動で築いてきた人的関係も触媒となってマスメディアに認知されることにより、「株主オンブズマン」は大きなパブリシティを得、社会的アピールのための回路を確保できたのである。

経済界をめぐる現在の社会・経済情勢を背景とした、「株主オンブズマン」へのマスコミの大きな関心と、「株主オンブズマン」の側のパブリシティ獲得を目指した積極的なマスコミ利用が相まってマスメディアへの登場の頻度は非常に高い。記者との個人的な関係の構築や、記者クラブへ出向いての宣伝活動が可能なのは、運動の担い手がマスメディアに通用するリスペクタビリティをもつ地位にあるということの反映だと考えられる。運動の中心的

担い手が弁護士、大学教授等であることがここに大きく作用しているであろう。

四 弁護士ネットワークと「依頼者なき法動員」の意義

運動への参加、あるいは支持を表明する弁護士層がこの法運動の重要な基盤となっていることがこれまでの考察から明らかにになった。この知見を一般化すれば、弁護士の通常の業務活動と同等の報酬を期待できない、いわゆる公益訴訟への参加と、その活動の維持にはこの弁護士のネットワークの存在が関与しているのではないかという仮説が成り立つ。すなわち、継続的に発生する法運動のマトリックスとして弁護士の連帯関係を把握できるといふ見方である。そして、この見方は既存の連帯が組織化のコストを抑え、運動の発生を促進するという資源動員論の基本的主張とも合致している。

資源動員論的観点から、片桐は運動過程図式を提示しているが、弁護士の連帯関係はこの中で、運動の初期段階の構造的緊張、不満の共有化、変革意図の成立のマトリックスとして機能し得よう。また弁護士の間で運動発生へのこのようなプロセスが進行する中で、この連帯は運動の目標達成の可能性や自己と他の弁護士との比較に際して参照される準拠集団としても機能するだろう。また、運動の維持、展開に際しても、中心的な活動家として、知的資源を供給する支援者として、あるいは、弁護団に名を連ねる支持者として、法運動のすべての局面で重要な人的資源のマトリックスとしての弁護士のネットワークが活用されるであろう。

このように、「株主オンブズマン」にみられるような政治的な法の動員は、ごく一部の弁護士による突出した行動というわけではなく、実は弁護士層の一部分を構成する公益弁護士層のネットワークによる具体的支援、良心的支持、あるいは暗黙の支持に支えられた活動であり、その公益弁護士層は既に述べたように戦後日本で盛んに試みられてきた政治的法動員を担ってきた弁護士たちの歴史的系譜に連なっている。こういった法運動の歴史の中でそ

の法動員の道徳的正当化に用いられた言説は、法の自律性に頼ることの困難な日本社会では権力による人権の抑圧という「善悪二元論の解釈図式」であつたと言われている。そこでは弁護士は、法によって武装し、虐げられた被害者を救済するエージェントとして存在していた。

しかし、弁護士主導の法動員である「株主オンブズマン」の活動はこういった図式からはかなり逸脱していた。つまり、企業とその株主の関係は権力者と被抑圧者の関係に擬せられる部分もあるとはいえ、株主は基本的には企業にとっては出資者である。その上、弁護士は株主たる依頼者のためではなく「政治的市民」として運動の主体となり、自己の政治的信条の表出のためにこの法運動を展開している。つまり、この法運動は、ある政治的志向を持った人々が自己の特殊な専門的能力をその志向の追求に最大限利用しつつ展開している社会運動だと捉えるのが適切であると思われる。そこでは職業的理念の追求よりもむしろ自己の価値観を社会に強力に主張することに主眼が置かれ、その手段として弁護士としての職能が利用されている。

それでは、依頼者が不在であるこの運動に、潜在的依頼者層からみていかなる積極的意義を見いだしうるのだろうか。「株主オンブズマン」の活動の特色を振り返りつつこの点を検討しよう。

「株主オンブズマン」の市民会員のうち、数名は確かに活発に活動に参加しているが、活動方針、活動内容とも中心になってリーダーシップをとっているのは当初から弁護士であつた。その意味で、この法運動はまさに「弁護士の運動」と呼ぶべきものである。さらに厳密に言えば、これは法律家としての資格と能力を持つ個人の連帯による運動だと理解できる。

このような弁護士中心の活動となつた理由として、この組織の背景には、前述の、これもやはり弁護士が中心に活動をしている「市民オンブズマン」があり、また、一九九三年商法改正後初の株主代表訴訟となつたハザマ株主代表訴訟は行政活動の監視を目的とする「市民オンブズマン」が行政との関係において企業活動に監視の目を向

けた結果の訴訟であったことに注意する必要がある。つまり、この数年でそれまで「市民オンブズマン」に参加していた弁護士の中に行行政活動の監視だけではなく、パブル後相次ぐ企業不祥事によって企業活動に同様な監視の目を向ける必要が感じられ始めていたという環境が前提にあり、そこに住専問題が触媒となって彼らを中心に「株主オンブズマン」が設立されたと考えられる。このような事情が、弁護士中心で依頼者の存在しない法動員の前提にあったのである。

ただし、これらの活動で、弁護士たちは自らが中心的に活動をリードしていることを前面に押し出すことにやや躊躇を感じているように思われる。その葛藤の理由は、弁護士の経済的利潤獲得のみの活動とみられることへの警戒感である。市民会員を幅広く募って運動の外延を広げていこうという活動は、社会的支援やパブリシティを獲得して、この活動が少数の法エリートによる自己満足的な活動ではないことをアピールしていこうという志向の反映と思われる。また、このように社会的に大きなインパクトを持つと思われる訴訟で弁護団を組織する場合、「株主オンブズマン」の弁護士は、大阪地裁内の弁護士控室にある大阪弁護士会所属の全弁護士のレターケースに弁護団への参加を呼びかける案内状を配布している。作業の繁雑さに比して、実際にこの案内状をみて参加する弁護士はわずかだというが、この作業によって弁護士会内に広く門戸を開放し、孤立を防ぐというねらいがある。

このように、弁護士自身が社会的意義を見いだしているイシューに関する依頼者なき法動員、つまり弁護士自身の法運動は、それでは、一般の株主への法的役務提供とは無関係かという点、そうとはいえない点も散見される。たとえば、この運動が行う各種一〇番活動には、それまで会社に対するクレームを表明する回路を持たなかった一般株主の苦情が多数寄せられている。

A. うーん、それは本当は、そういう面も、ある意味で株主の方で非上場で代表訴訟やってくれというのである。

本当はそういうのをしてあげたい。ただ今もうちよつと我々弁護士もできるのならそういう株主権、少数者の権利を代弁してあげるというか、少数者を助けるというのは、本当は、今渾然一体になつてゐるからそつちへのびていく要素もあるかもしれない。だから住商もある意味ではそういう面だという。だから私は、両方踏み外したといったら・・・その・・・状態になつてゐるから、どっちへ行くかわからない、と。私たちは主たるものは、一つの市民運動的な発想でものをみているけども、もう少し市民株主が言いたいことがいえないと言ふようなところをも、幅を持ていかないといけないという意識もある。今我々は・・・状態で、どっちへ転がつていくか。おそらく我々としては、両方やつていくことになるのかなあと。ま、一年だからわからないが。だからそういう活動もしないと、もつと我々の運動は広がらないとおもう。だから株主代表訴訟で非上場の企業でやつてもらいたい、聞いてみると一定の・・・があるというときに我々は本当にそれを応援してあげたい。それは単なる企業の中の喧嘩だが。それが一定の社会性を持つのであれば、少数者の株主が持つてゐる権利を法的に援助するという側面にものびていきたいなど。ただ我々のマンパワーは今はない。ただ、それも、しないと増えない。運動の必然で。

「株主オンブズマン」の活動には、一面ではこのように新たな法サービスを提供する機関への萌芽もみられる。もちろん人的資源をいかに確保するかという問題や、この種の活動でいかに適正な収入を受けうる体制を構築するかという問題は残るが、弁護士からの法運動の組織化が、それまでサービスの受け手側にとつても無自覚であつたような潜在的な法的需要が見いだされるトリガーとなる可能性もあり得よう。この点につき、たとえば烏飼は「株主オンブズマン」を「私製版の大阪地検特捜部」に模し、充分な社会的信頼を勝ち得れば、株式会社内部の腐敗に関する情報を集約しうる組織となりうるとしている。この観点からみれば、有限会社「株主オンブズマン」の

設立という弁護士の起業家的活動は、隠れていた法的需要を浮かび上がらせ、また新たな法的役務を組織化する少なくとも潜在的な可能性は持つていると考えることもあながち不当ではないと思われる。

結 論

この法運動の独自性は、救済すべき深刻な損害を被っている依頼者が事実上存在せず、また、弁護士自身が株主となりうることから、法運動にしばしばみられる弁護士と依頼者との葛藤があり得ない点にあった。そのため、運動組織に関わった弁護士たちがほぼ完全に主導する法運動となったのである。そして、前章の考察を通して、第一に、この法運動の中心的担い手としての弁護士の存在が「株主オンブズマン」の組織構造の特徴に大きく影響していることが明らかになった。つまり、運動組織と公式組織のそれぞれの特徴を備えた組織構造は、弁護士主導の運動であることによって、彼らが自分たちの活動を円滑に進められるようアレンジしつつ形成してきたものだと考えられるのである。

第二に、他組織との関係においては、先行する運動組織として二〇年近く活動を継続している、これもやはり弁護士主導の「市民オンブズマン」が、「株主オンブズマン」運動発生の基盤となっていた。加えて、「株主オンブズマン」の会員でなくとも、各訴訟の弁護団会議に参加したり、弁護団に名を連ねたりする多くの弁護士も「株主オンブズマン」の活発な活動を支える基盤となっていた。また、政府、経済界、マスメディアへの対応のあり方にも、弁護士の専門知識・リスペクタビリティ・人脈が大きく影響していたことが明かになった。

ここまでの観察を総合すると、この法運動は中心的担い手が弁護士だったからこそ生起し、現在の活動が成り立ち得ていると捉えられよう。それ故、この法運動では人的資源の動員の主要なターゲットは、登録銘柄を増加させるための株主会員の他は活動に参加、あるいはそれを支持する弁護士であったということができる。つまり、「株

主オンブズマン」が多彩な活動を継続していくためには、弁護士が最重要課題だったということができるのである。

「株主オンブズマン」の活動は、依頼者の利益を代弁するという通常の業務活動からいったん離れた独自に組織された運動を通してはじめて生まれたものである。「株主オンブズマン」は未だ社会情勢の変化に応じた新たな法サービスを提供するという能力を得るまでには至っていないが、こうして現れた法的職務の新しい類型の萌芽が潜在的な需要を活性化させ、現状ではこれまで事実上権利行使を試み得なかった潜在的依頼者層である一般株主を引きつけてゆくことになるかもしれない。そして、この点に、依頼者＝株主にとってのこの法運動の積極的意義を見いだせると思われる。この法運動は、一つの社会運動のもたらす効果として潜在的依頼者層がとりうる行動のオプションとしての一種の公共財を生み出そうとしているように思われるのである。

(1) 高橋利明・塚原英治編『ドキュメント現代訴訟』日本評論社（一九九六）参照。

(2) これら多様な公益活動を包摂する「コーズローヤリング (Cause lawyering)」という新たな概念が、近時提示されている。「コーズローヤリング」とはシャインゴールド (Shingold, S. A.) やサラ (Sarat, A.) を中心とする弁護士の国際調査プロジェクトにおいて、弁護士の公益的活動を再定義した語である。ステュアート・S・シャインゴールド (Stuart, S. A.) 監訳、大塚浩訳「アメリカにおける公益的弁護士活動」判例時報一五四四号九頁はこの語を以下のよう説明している。

コーズローヤリングとは、弁護士が自己の政治的・社会的価値観を法実務へ組み入れていこうとする努力を指している。対照的に、通常の弁護士活動は、弁護士に対して、依頼者の利益と目標から中立であること——つまり依頼者の味方であると同時に依頼者に対して中立的であること——を要求している。コーズローヤリングは、アメリカ

カの通常の弁護士活動に内在する道德的真空を満たし、アメリカの弁護士が、その専門職としての生活により深い意味を与えることを可能にするのである。コースローヤリングは、それゆえ、弁護士に対して、「信ずるべきもの」(something to believe in)を提供してくれるのである。

「公益的弁護士活動」の重要な柱の一つは無償で行われるいわゆる「プロ・ボノ活動」であることから「公益的弁護士活動」という語には、無償の奉仕活動というイメージが強い。しかし、コースローヤリングでは、力点が弁護士自身の政治的・社会的価値観からの活動であるという点におかれているので、その活動が、収益を生み出すか否かという点はどこでは問題とならない。すなわち、仮にある活動が莫大な経済的利潤を弁護士にもたらし、右記の条件を満たしていれば、それをコースローヤリングと呼ぶことが可能なのである。

- (3) 棚瀬孝雄「弁護士倫理の言説分析―市場の支配と脱プロフェッション化(2)―」法律時報六八巻二号(一九九六)五〇頁参照。

- (4) 高田昭彦「環境問題への諸アプローチと社会運動論―環境社会学と社会運動論の接点―」社会学評論四五巻四号(一九九五)四二七頁参照。

- (5) 棚瀬孝雄「語りとしての法援用(一)(二・完)」民商法雑誌一一一巻四―五号、六号(一九九五)参照。

- (6) Handler, J. F. "Postmodernism, Protest, and the New Social Movements," *26 Law and Society Review* 697 (1992); Merry, S. "Resistance and the Cultural Power of Law," *29 Law and Society Review* 11 (1995). 〔訳〕澤節生「権利―法文化変容のリベラル・ビジョンと権利批判論」宮澤節生・神長百合子編集代表『法社会学コロキウム―日本評論社(一九九六)三九五頁、和田仁孝「法社会学の解体と再生」弘文堂(一九九六)を参照。ここでの「解釈」という語は、「hermeneutics」を意味し、実定法学で一般に用いられる「解釈学」の意味を必ずしも指し示しているわけではないことに留意する必要がある。また、解釈学的法社会学は、それまでアメリカで最も有力に、一種の政策科学的色彩を帯

ひながら進行されてきた「Law and Society」パラダイムに基づく研究方法へのポストモダン主義的批判から生じた方法である。

- (7) McCann, M. W. *Rights at Work: Pay Equity Reform and the Politics of Legal Mobilization*. Chicago: University of Chicago Press (1994).
- (8) McCann, Ibid., 4.
- (9) McCann, Ibid., 5.
- (10) 社会弱者の法動員は戦後をめぐって「権威」として「アメリカン」 Scheingold, S. *The Politics of Rights: Lawyers, Public Policy, and Political Change*. New Haven: Yale University Press (1974); Scheingold, S. "Constitutional Rights and Social Change: Civil Rights in Perspective," in Michael McCann and Gerald Housman (eds.), *Judging the Constitution*, Glenview, Illinois: Scott, Foresman/Little, Brown, 73 (1989); Handler, J. F. *Social Movements and the Legal System: A Theory of Law Reform and Social Change*. New York: Academic Press (1978); Olson, S. M. *Clients and Lawyers: Securing the Rights of Disabled Persons*. Westport, Conn.: Greenwood Press (1984); Burstein, P. and Monaghan, K. "Equal Employment Opportunity and the Mobilization of the Law," 20 *Law and Society Review* 355 (1986); Burstein, P. "Legal Mobilization as a Social Movement Tactic: The Struggle for Equal Employment Opportunity," 96 *American Journal of Sociology* 1201 (1991) といった研究がある。日本では宮澤節生「権利形成・展開運動の社会運動モデルをめざして」法社会学四〇号（一九八八）三三頁、長谷川公一「現代型訴訟」の社会運動論的考察—資源動員過程としての裁判過程」法律時報六一巻二二号（一九八九）六五頁、櫻沢秀木「法運動における「実体志向」と「プロセス志向」—産業廃棄物処理施設建設反対運動を素材として（一）（二・完）」鹿児島大学法学論集三〇巻一・二九頁、三〇巻一・二九頁（一九九五）、大塚浩「法運動としての章法訴訟と弁護士機能」『君

が代」訴訟と衆院定数訴訟を素材として(1)(2・完)六甲台論集法学政治学編四二巻一号(一九九五)五二頁、四二巻二号(一九九六)六三頁といった研究が法動員アプローチからなされた研究と評価できるが、社会改革的法動員を対象とするより本格的な研究は、日系アメリカ人の再審請求運動において法の果たした象徴的機能に着目した神長百合子「法の象徴的機能と社会変革—日系アメリカ人の再審請求運動」勁草書房(一九九六)が初めてのものである。

(11) McCann, *Ibid.*, 5.

(12) Zeman, *Ibid.*, 700.

(13) 例えば、前述の神長の研究も法に対するこのようなヴィジョンを前提にしている。

(14) そのような研究の例として、Ewick, P. and Silbey, S., "Conformity, Contestation, and Resistance: An Account of Legal Consciousness," 26 *New England Law Review* 731 (1992); Harrington, C. B. and Yngvesson, B., "Interpretive Sociological Research," 15 *Law and Social Inquiry* 135 (1990); Merry, S. E. *Getting Justice and Getting Even: Legal Consciousness among Working Class Americans*. Chicago: University of Chicago Press (1990) など参照。

(15) マッキヤンのいう「権利意識」とは、法的慣行及び法ディスプレイコースの使用を通して社会的世界を理解し、それとの関係を構成するダイナミックなプロセスから生み出されるものとされている(McCann, *Ibid.*, 7)。すなわち、この意味での権利意識は、法規範や裁判所等の使用を通して得られる法制度のあるべき姿に関する当為表象ということになる。多義的に用いられる語である「法意識」の意味内容を類型化した六本によると、この意味での法意識は日本これまで議論されてきた観念像としての法に対する法意識とは異なり、「法意見」と言い換えることが可能なものであり、法意識に関するこのような用語法は、主として欧米で用いられてきたという。六本佳平「法社会学」有斐閣(一九八六)一九三—一九六頁参照。

(16) Rosenberg, G., "Positivism, Interpretivism, and the Study of Law," 21 *Law and Social Inquiry* 435 (1996), 445.

- (17) 前掲注(6) 和田、二二二頁。ただし、和田の批判は *Rights at Work* に対してではなく、法社会学の方法論に関する別の論考を対象として、McCann, M. "Resistance, Reconstruction, and Romance in Legal Scholarship," 26 *Law and Society Review* 733 (1992)。

- (18) 前掲注(10) 大塚参照。

- (19) Melucci, A. "The Symbolic Challenge of Contemporary Movements," 52 *Social Research* 789 (1985)。

- (20) メルッチはさらに、社会運動を一種のメディア(媒体)と見なす立場から、行為者として小グループのネットワークに注目しているが、それは、社会運動というメディアを通して象徴的・文化的闘争を遂行しているのが、彼によればいくつものグループを含むネットワークであり、特定のイシューをめぐってネットワークに何らかのアクセスを持つグループがその都度現れてくるという現象が見られるからである。運動グループのネットワークがイシューごとに形を変えて現出するという理解は、筆者が憲法訴訟の事例研究で得た知見とも整合している。

- (21) 片桐新自「社会運動の中観理論—資源動員論からの展開」東京大学出版会(一九九五)。

- (22) 本調査では、一九九六年九月以降、「株主オンブズマン」の会合への参与観察と、一連の活動に参加している弁護士へのインタビューを併用したフィールドワークを行った。フィールドワークの方法については佐藤郁哉「フィールドワーク—書を持って街へ出よう」新曜社(一九九二)参照。

- (23) 日本経済新聞一九九七年四月二一日朝刊参照。

- (24) 馬奈木昭雄「熊本水俣病訴訟・水俣病二六年のたたかい」『ドキュメント現代訴訟』日本評論社(一九九六)二二二頁参照。

- (25) 法運動における「プロセス志向」の存在に着目した研究として、産業廃棄物処理施設建設反対運動のケーススタディである前掲注(10)の権沢の研究がある。これは日本の法運動研究の中で「新しい社会運動」論を明白に意識した

唯一の研究といえる。

- (26) 松丸正 「ハザマ株主代表訴訟・市民の論理による企業の論理の断罪」『ドキュメント現代訴訟』日本評論社（一九九六）二五六頁参照。

- (27) Zaid, M. N. and Ash, R. "Social Movement Organizations," 44 *Social Forces* 327 (1966) 参照。

- (28) 片桐新自「社会運動の中絶理論—資源動員論からの展開」東京大学出版会（一九九五）八三頁参照。

- (29) 有限会社では、資本の総額は三百万円以上とされ、社員全員が資本に対する均等の出資義務を負う（有限会社法九条、十条）。

- (30) 有限会社には、一人または数人の取締役を置かなければならないことになっている（有限会社法二五条）が、『株主オンブズマン』では、この三名が取締役となっていると思われる。

- (31) 前掲注（28）八三—八六頁参照。

- (32) 通商産業省産業政策局産業資金課編『株主代表訴訟の現状と課題』別冊商事法務一七三号（商事法務研究会、一九九五）一八頁参照。

- (33) そのような弁護士に關して、後掲注（41）参照。

- (34) 朝日新聞一九九四年二月一九日朝刊、同四月二二日夕刊参照。

- (35) 朝日新聞一九九四年一月二七日夕刊参照。

- (36) 辻公雄「大阪府文書（懇談会費・知事文書）公開訴訟・情報民主主義社会の通貨」『ドキュメント現代訴訟』（一九九六）二五〇頁参照。

- (37) 朝日新聞一九九五年七月二二日夕刊参照。

- (38) 『市民オンブズマン』はさらに、『市役所見張り番』、『知る権利ネットワーク関西』、『グループ市民の目』等の

行政の情報公開を求める社会運動組織と「国に情報公開法を求める関西市民連絡会」を結成して緩やかな連携を構築している（朝日新聞一九九三年九月二七日朝刊）。

(39) 後掲注(41)参照。

(40) 中村直人「株主代表訴訟における弁護士役割」小林秀之・近藤光男編『株主代表訴訟大系』弘文堂（一九九六）

三三三頁、産経新聞一九九七年五月二二日朝刊参照。

(41) 日経産業新聞一九九六年二月六日が、日本でこれまでなかったビジネスチャンスを株主代表訴訟に求めていることとする弁護士を紹介している。記事によると、この弁護士は「おそらく日本で最も多くの代表訴訟にかかわっている弁護士」であるが、そこで述べられているように、これまでに得た報酬は、ハザマ事件の六万円のみであるという。現状では、担保提供制度の運用や、判例の安定性によって、株主代表訴訟制度が、安定的に経済的利潤を得ることのできるマーケットとして、多くの弁護士の参入を受け入れるにはかなりの困難が伴うだろうということが明らかにしつつあるように思われる。また、ハイリターンを得ることができるとしてもハイリスクで、またハイコストを要する株主代表訴訟が、「それぞれの業務に忙しく、ある意味では充足」している日本の平均的弁護士にとって十分魅力あるマーケットを提供してくれるのかという問題もある。岩原紳作他「座談会」株主代表訴訟制度の改善と今後の問題点（商事法務一三三九号（一九九三）一七頁参照）。

(42) ハザマ株主代表訴訟での弁護士報酬の分配方法

総額 一一、一七八、一八〇円—①

税金プール分 五六三、一八〇円—②

①—②—一〇、六一五、三〇二円を大阪弁護士団と東京弁護士団で分配。

大阪弁護士団 四、六七八、八〇二円

東京弁護士 五、九三六、五〇〇円

大阪弁護士で上記四、六七八、八〇二円を下記の通り分配。

・常任弁護士12名への報酬 一五〇、〇〇〇×二二＝一、八〇〇、〇〇〇円

・東京地裁での弁論等のための交通費

一〇回一名、九回一名、六回一名、三回一名、二回一名

計三回 一回二六、九六〇円×三＝八六二、七二〇円

・大阪ハザマ株主代表訴訟弁護団への謝礼

全員（八一名）に一人一万円の商品券 一〇、〇〇〇円×八＝八二〇、〇〇〇円

・原告株主へ（東京地裁への交通費二回分含む） 二〇〇、〇〇〇円

・寄付 株主オンブズマンへ一、〇〇〇、〇〇〇円。この中から高島屋株主代表訴訟弁護団事務局へ二五〇、〇〇

〇円、日住金損害賠償訴訟弁護団事務局へ二五〇、〇〇〇円を支出。

・事務局諸費用 六、〇八二円

合計 四、六七八、八〇二円

大阪での弁護士会議参加のための交通費、通信費、コピー費は支出されていない。

弁護団の組織化に関して、HIV訴訟弁護団と「市民運動型」の株主代表訴訟には対照的な点があったことが、「株

主オンブズマン」中心弁護士へのインタビューの中で言及されている。

(43)

A. 利益までである必要はないが、ある程度ここへ入ってくる若い弁護士は、社会的な活動ができて勉強になって損はないという、この三つの要件がそろったらもう少し広がるかな、と。ただ今は損しているばかり。社会的な活動

になるし勉強にもなる。だけどそれでペイできない。もうちょっとそういう活動してどうにかできたら。消費者委員会なんかそうでしょ。消費者活動というのは、あれはあれで当初は投資。だけどやっていく過程の中で、一定の、そこで自分が経験を積んで、次の事件がやってきて。それが、消費者の事件の弁護士があつて、薬害の弁護士もそう。薬害も、一回やっちゃうと最初はもう全くボランティア。一定の成果を取っていくと、今度はある事件なんか、例えば今のミドリ十字なんかものすごい弁護士に払っている。桁が違うのではないか。スモンなんかそう。当初は十年間ぐらいスモンもそうでしょ。ところがあれは最後の和解全部していくから、あのときの弁護士報酬は何千万単位ではいつているでしょう。だから弁護士もいろんな。HIV弁護士なんて、ま内輪の話で、東京のHIV弁護士なんて、全国に弁護士団を組織していくから、例えば仙台にHIV弁護士があるでしょ。あれは自分ら報酬にならない。東京の弁護士の方へ。大阪の弁護士は、仙台なんかの患者でも大阪で訴訟を起こす。その結果、彼らは拡大しないと。一〇名か一二、三名。だから何千万と報酬が入ってくる。当初、金はものすごいかかる。十年間は投資している。今はもう報酬で困っている人違う？スモン弁護士なんか問題になっていた。提訴してくれというのに提訴しない。なぜかという、大阪の弁護士報酬が今年もういらんという。後払いにするとかな。問題になったことがある。

Q. そんな理由で。そうですか。

A. だから薬害事件でやっている弁護士も、当初はもう全くボランティア。ところがいざ報酬に突つてきたら、拡大しない。

Q. これ以上すると、時間や手間が大きすぎるという。

A. いやいや逆、逆。(中略) 弁護士の配分が減つていつっちゃう。だから自分らの成果をそつちへあげないかんという。それが東京HIV弁護士団と大阪HIV弁護士団の矛盾なんですよ。

(44) 法律新聞一二七九号参照。

(45) 株主代表訴訟における「市民運動型訴訟」としては、一般に会社への損害の回復や、取締役の違法行為の抑止を直接的な目的とせず、社会的な不正の是正や企業の社会的責任追及のために株主代表訴訟を手段として利用する場合が念頭に置かれているようである。その中でも原子力発電所建設反対運動等の社会的主張の実現のために株主代表訴訟を手段として利用する場合と、贈収賄や談合等の社会的不正の是正のために手段として利用する場合とに分類が可能とされており、その後者の類型で念頭に置かれているのが「株主オンブズマン」の前身である「市民オンブズマン」が関係して提起されたゼネコン汚職関連の訴訟である前掲注(32)一〇頁参照。

(46) 前掲注(28)七七頁参照。

(47) 棚瀬孝雄「脱プロフェッション化と弁護士像の変容」日本弁護士連合会編集委員会編『新しい世紀への弁護士像』有斐閣(一九九七)一九一頁参照。

(48) 島飼重和「株主代表訴訟の健全利用への会社役員への対応」自由と正義(一九九六)八三頁参照。

(49) 宮澤は、日本の法サービス市場ではすでに市場原理が事実上支配的作用を及ぼしている一方、市場で商品を購入するための資源の分布が必ずしも均等なものではないという現状では、大量の満たされない法的ニーズが発生するとする。そして、このような法サービスへのアクセスの不均等を是正する活動としてコーズローヤリングを想定し、その発展の基盤を構築することを焦眉の課題としているが、本稿で紹介した株主オンブズマンの活動や、大阪の弁護士が中心になって寄付金によって設立した公益活動のための「ひまわり基金」は、この文脈でとらえれば、弁護士たち自身の将来のコーズローヤリングのあり方に対する積極的な布石と考えることができよう。前掲注(2)一六頁参照。

本稿は、文部省科学研究費補助金による研究成果である。

一九九七年八月脱稿